

第五十五回
國會參議院商工委員會會議錄第八號

昭和四十二年六月一日(木曜日)
午前十時四十八分開会

出席者は左のとおり

理
事

委員

政府委

卷之三

四
卷之三

二
部
之
一

2

1

第九部

○委員長(鹿島俊雄君) ただいまから商工委員会を開会いたします。

衆議院送付の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案につきましては、先般提案理由の説明をすでに聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。質疑の方は順次御発言を願います。

○竹田現照君 それでは最初にこの改正案の本論についてちょっとお伺いいたします。

今度のこの改正案によりますと、定員が二十九名ふえ、高松の地方事務所一ヵ所がふえることになりますが、その内訳といたしましては、中央に十九名、それから地方の事務所に十八名、あわせて十九名、こういうことでございまして、中央におきましては、これは経済部関係二名、取引部関係四名、審査部関係三名、官房が二名、計十一名ございます。地方事務所におきましては、新しくできます高松地方事務所で七名、残余の十一名は各地方事務所に二名または三名、場合によっては一名ずつ配置いたしまして、地方事務所の人員の強化をはかったわけでございます。

○竹田現照君 地方に十八名とおっしゃいましたですね、中央が十一名、凍結解除になつたのがあるそなつてことは、一応人員増加三十三名、こういうふうなことですね、これはどうなんですか。

○政府委員(北島武雄君) 予算の折衝の過程においては、中央が十一名、凍結解除になつたのがあるそなつてことは、一応人員増加三十三名、こういうふうなことです。

うに査定されましたわけです。ただし、そのうち四名は凍結解除をもつて充てることで、法律上の定員といたしましては二十九名の増加、いうことでござります。凍結解除分といましては、ただいま申し上げましたのはネット、純増の二十九名の内訳を申し上げたわけでございますが、予算的には当初三十三名の増加、充てられるのが、経済部一名、取引部二名、審査部一名、計本局で四名でございますので、三十三名から四名引きますと、二十九名の純増、ということになるわけでございます。

○竹田照應君 ちょっと設置法の改正と同じような意味なものですから、内部の問題について若君が、ふえまして三百三十六名になりますが、そのうち、官房の総務、庶務、これで実に六十六名、全体の五分の一を占めているわけですから、いま公取に一番大きく国民が期待しているものが、これはたとえば取引部の景品サービスの問題であるとか、下請、あるいは取引等の問題だと思うのですけれども、わずか三百三十名ばかりのうち六分の一をこの本局の総務、庶務、この分掌規程によりましても、各省と同じような所掌事務になつているとしか思えないのですから、こういうようなことは、いまの公取のあり方としてはちよつと私はおかしいのではないか。むしろほかのほうに重点的に人員の配置をなさるべきではないか、そういうふうに思ふんですけれども、どんなんのですか。

○政府委員(北島武雄君) これは一般的にはないことにごめんな御質問でございまして、私ができるだけ総括的な仕事をやるのは減らしまつて、そしたら実際の実務に当たるものをふやしながらでございますが、このうちで実は庶務定員が四十名でござります。これは御承知のことと存

Digitized by srujanika@gmail.com

等でも御承知のようだに、たとえば牛乳の場合もそうですがけれども、自由価格即値上げの形になつてしまつた。公取は独占禁法違反の疑いで立ち入り検査をなさいましたけれども、結局はどうも値上げを避けられない情勢にあります。これは後ほども触れますが、森永あるいは明乳、雪印というような大手の企業がその独占禁法違反になるような証拠を残す、こんなことはやつておらないと思いますが、そういうよろくなことで、結局は公取が無力だ、そういうような気持ちを正面に抱いているということは、これは事実問題としてやむを得ないと思いますが、どうしても消費者を守るという立場から考えた場合、そういう業者に対抗する力を消費者に与えるために公取はもう少しそういうための環境づくり、こういうよろんなものを強力に進めさせていただく必要があるのではないかと思ふ、とりわけいまの段階で。そういう意味ではいまいろいろとお伺いをいたしましたが、こういう人員の配置を含めまして、いまの公取の陣容ではたして十分可能であるのかどうなのか、御見解を承りたいと思います。

○政府委員(北島武雄君) ただいまお話をございましたように、公正取引委員会のなすべき仕事は実に広範囲にわたっておりますし、これを全員わずか三百三十六人の人員と、しかも地方におきましては一地方事務所平均十名ちょっとの定員しかない、こういうことで私ども現在の独占禁止法の運用が全くできるかどうかということにつきましては、率直に申しましてとてもこの人員では足りない、こういうことを申し上げるほかはないのであります。こういうことで公正取引委員会もかねがね主張してまいりまして、まあどうやらこの数年間、物価対策等の関係から独占禁止法の物価対策における地位が認められましたためございましょう、多少なりともこの予算人員があふえてまいりました。ことに昭和四十一年度におきましては、定員三十名の増加、これはいままでない増加でございますが、三十名の増加を獲得し、さらに引き続まして四十二年度におきまして二十九名の定

員増、合わせて二年間で約六十名の定員増加といふことに相なつておるわけでございます。これは大手の企業がその独占禁法違反になるような証拠を残す、こんなことはやつておらないと思いますが、そういうよろくなことで、結局は公取が無力だ、そういうような気持ちを正面に抱いているということは、これは事実問題としてやむを得ないと思いますが、どうしても消費者を守るという立場から考えた場合、そういう業者に対抗する力を消費者に与えるために公取はもう少しそういうための環境づくり、こういうよろんなものを強力に進めさせていただく必要があるのではないかと思ふ、とりわけいまの段階で。そういう意味ではいまいろいろとお伺いをいたしましたが、こういう人員の配置を含めまして、いまの公取の陣容ではたして十分可能であるのかどうなのか、御見解を承りたいと思います。

でござります。もちろんその中には大企業もござりますけれども、これは現在再販売価格維持契約を特定のものに限つて認めておりますのは、これは著作物と商標品でございまして、こういった商標品については、えとしておとり廉売が行なわれやすい、その結果メーカーの信用、利益を棄損することにもなる。それのみならず小さい零細な小売り業者間の正常な営業活動を妨げる問題もあるわけです。こういった二つの意味があつてこれは世界各国とも制限付きではございますが、再販売価格維持契約といふものは認められておるということをございます。再販売価格維持契約が大企業のためにあるのだ、ということではないと思います。零細なる小売り業者の保護、ということも頭にあります。これと一般消費者の利益とをどう調節させるかといふことが非常にむずかしい大きな問題であります。それからだいま医療品などで非常にもうけておるものがあるが、これを行政指導で値下げさせることができないか、ということになりますと、一般的に公正取引委員会は価格の統制機関ではございませんので、その値は高いから下げるというようなことはできません。たとえば現在管理価格の調査などしておりますが、たとえその調査の結果がまとまりました、高いから下げるという権限はない、国によるとそういう権限を与えておる国もありますけれども、わが国の独禁法では公正取引委員会にはないわけでござります。ただ再販売価格維持契約につきましては、これはやはり一般消費者の利益を不正に割ることとなる場合はこの限りでない、といふことが現行法にあります。この規定を活用いたしまして、新規にはなはだしく一般消費者の利益を害するようなものに対しては公取も介入できる、こら考えておるわけであります。

○竹田現照君 たとえば最近薬や何かでも何とかいう薬がある、それにAとかBとか名前をつける医者に聞きましたら、あまり効果には変わりな

いんだそうですね。どういふのが知りませんが、あまり効果は変わらないんだそうです。ところが、実際には何とかいうアルファをつけることで高くなっている。実質的な値上げだ。現にそうして前の薬はだんだんなくなってくる。こういうようなものは、いま委員長が最後にお答えをしたこと、あるいはその薬の分析、これは公取でできることか、厚生省でやるのかわかりませんが、そういうよくなうことでありまして、もう少しそのことについて何らかの措置、いうものがおどりになることができるのか、私はそういうことを率直に感じておるのですが、いかがですか。

○政府委員(北島武雄君) これはすべて物ごとの個別の原価計算といふものは非常にむずかしいもので、しかも公正取引委員会におきましては、一般的には行政指導によって値を下げるべきです。一ヶ月たたですから、それで一ヶ月たで取つてしまふ。次の一ヶ月は金を払う。一年のうち半分金を出せば、半分ただで見れるわけですね。これは独禁法違反だから価格協定をやめろといったとき、再販売価格維持行為といふものをこれは規制しなければならない、こういうことになつていいわけであります。私どもそういつた線に沿つて、新しく再販売価格維持契約については、やはり相当程度の規制を加えなければいけないのじやないか、こう思つて目下検討いたしております。

○竹田現照君 それじゃ新聞についてお聞きいたしますけれども、これは三十八、九年ころ、新聞の値上げについてだいぶ世論がわき上がつたときに、一つのあれが出来たけれども、新聞の特定の不公正な取引方法といふものが、公取にも届けられて認められているわけですから、たとえば新聞を売る場合に金銭、物品、あるいは供給、または供与することを申し出るといふことはいけない。あるいはまた無代紙、または見本紙を配付することはない。こういうことになつていて

のですけれども、現実は新聞の拡販に伴つて、これはもう三大紙をはじめ東京なんかはどうかわからないであります。若干例外はあります。たゞいまの無代紙といふのは、禁じられているところの景品に入るわけであります。自主規制でも、もちろんこういうことはしてはならないことになつております。ところが往々にして、こういった無代紙とか、さらにはまたボリバケツの提供とか、あるいはプロ野球を見せに連れいく、こういったことが行なわれております。ことに昨年の秋ごろ千葉県の铫子地方におきまして、そういうことが二つのがれています。それは要領のいいのは半年ただで読むわけですね。一ヶ月たたですから、それで一ヶ月たで取つてしまふ。次の一ヶ月は金を払う。一年のうち半分金を出せば、半分ただで見れるわけです。これは實際問題としていま行なわれているわけですね。ところが、新聞といふのは無冠の帝王で、非常に力があるのかどうか知りませんけれども、自分に都合の悪いことは新聞は書ませんから。こうしたことについては、もう少しきちつとした規制を新聞関係者とも十分打ち合わせをしてしながら、これはただでものを読むとか、ただで何とかというのは最もよろしくないです。そういう教育を新聞社が形の上で行なつてあるということは。ですからそういうことをやはり公取といふのはもう少しはつきりした手立てを具体的に示してほしい、示すべきである。こういうことを私は思うのです。それができないと、やはり新聞のような力のあるものには弱い、弱いものには強い、こういふようなことを言わざるを得ない結果を招くと思うのです。これは現実に行なわれているのですから、どんなものですか。

○政府委員(北島武雄君) 新聞における景品の提供につきましては、不当景品類及び不当表示防止規約がござります。景品類は一切提供してはならないという規定で、非常にこまかい縦密な規定がございます。これは自主規制でござります。その上に乗つかりまして、公取いたしましては、三十九年十月の告示をもちまして、新聞業における

景品類の提供に關する事項の制限ということで、景品を提供してはならないということを言つておられます。若干例外はあります。たゞいまの無代紙といふのは、禁じられているところの景品に入るわけであります。自主規制でも、もちろんこういうことはしてはならないことになつております。ところが往々にして、こういった無代紙とか、さらにはまたボリバケツの提供とか、あるいはプロ野球を見せに連れいく、こういったことが行なわれております。ことに昨年の秋ごろ千葉県の铫子地方におきまして、そういうことが二つのがれています。それは要領のいいのは半年ただで読むわけですね。一ヶ月たたですから、それで一ヶ月たで取つてしまふ。次の一ヶ月は金を払う。一年のうち半分金を出せば、半分ただで見れるわけです。これは實際問題としていま行なわれているわけですね。ところが、新聞といふのは無冠の帝王で、非常に力があるのかどうか知りませんけれども、自分に都合の悪いことは新聞は書ませんから。こうしたことについては、もう少しきちつとした規制を新聞関係者とも十分打ち合わせをしてしながら、これはただでものを読むとか、ただで何とかというのは最もよろしくないです。そういう教育を新聞社が形の上で行なつてあるということは。ですからそういうことをやはり公取といふのはもう少しはつきりした手立てを具体的に示してほしい、示すべきである。こういうことを私は思うのです。それができないと、やはり新聞のよ

うな力のあるものには弱い、弱いものには強い、こういふようなことを言わざるを得ない結果を招くと思うのです。これは現実に行なわれているのですから、どんなものですか。

○竹田現照君 これは警告をお出しになつたケースもあるようですが、現実にそのことがあとを断たないわけですね。新聞のこの問題といふのは言つておられながら、これは十分に県下でひとつ自分たちの中で取り締まれといふ警告を発しておられます。

○政府委員(北島武雄君) 新聞における景品の提供につきましては、不当景品類及び不当表示防止規約がござります。景品類は一切提供してはならないという規定で、非常にこまかい縦密な規定がございます。これは自主規制でござります。その上に乗つかりまして、公取いたしましては、三十九年十月の告示をもちまして、新聞業における

正競争規約をつくっているその団体をしてやらしめるのが一番いいわけです。そのためにあいつた公正競争規約ができるわけです。新聞におきましては非常に厳密なものであります。これは効果がないとは思っておりません。地方地方によつてそういう問題が起りますと、この公正競争規約によるところの公正協議会によりまして是正されております。そういう点も見当たります。ただ最近の挑子における問題は目に余るものがありましたので、公正取引委員会がみずから出かけまして調査した結果、その協議会に対して嚴重な警告を発したわけあります。これは行政の措置といいたしましては、一応こういった自主規制のものがこれは一番行政の能率を上げるやうなんやないかと思っておりまして、そういう方法を採用しておるわけであります。もしどうしてもこういったことが自主規制できないならば、こういった協議会の認定の取り消しをしなら、こう思つております。その旨をこの警告文書を渡すと同時にそういうことを言つております。もしそういうことが自分でできにならないならば、おめなさいとこういふことを言つておりますから。
○竹田現照君 それでは、ひとついまのはざまに十分公取としても事実を把握をされて、いただいて、いまの警告の趣旨が生まるように努力をしてもらひようにお願いいたしたいと思います。
実はあす資本の自由化に対する外資審議会の答申が出るようです。昨日も通産省にお伺いして、公取にお聞きをしようと思つておつたのですが、通産省の方、次長さんが見えておりますが、これにはまあ次長さんにはたいへんあれですけれども、だいぶ政治的ですから、大臣か次官のほうが本来はいいと思うのですけれども、あすのことですか、あればと同じようなものが出来るのだろうと思ふます。二十六日に大体案が出来て新聞に出ておりますから、若干手直しがあったといたしますても、ほんばり答えていただきたいと思うのですが、あす出ることは事実のようですが、あの答申案、

りとりなど聞いておりますと、まるつきり外資審議会が独自の見解でやられているようにお答えがなつておったようですが、これは新聞に出る前のことですから、その程度のやりとりだつたと思ひますが、事実政府関係機関と一緒になつてつくり上げたものでもあり、財界の意向も強く反映されているものであることは常識でありますから、政府はおそらくこれをそのまま受け入れて閣議決定をなさるのだろうと思ひますが、そのように理解してよろしいですか。

○説明員(下山佳雄君) 先生ただいまお話をとおりでございまして、この外資審議会には通産省からも局長が幹事として入つております。したがいまして、この出されます答申につきましては、政府としてもこれならやつていけるということでおそらく答申がなされるんじやないかと思います。したがいまして、これに基づきまして、政府としても最終的な意思決定を行なつといら段取りになると思ひます。

○竹田現照君 そこで若干お尋ねをしたいんですけれども、閣議決定をなさる場合、いろいろ新聞にも書かれていますが、あの答申案について、あく正式に出されますと、またいろいろ論評が加えられると思うのですが、あの答申の内容に基づいていいろいろと自由化の品目その他もよろしの新聞にも出ておりますが、相手側——特にいまの日米の経済協力の現実に照らして、アメリカを中心として相手側に十分ある内容が容認をされるものかどうか、それが最大の問題点となつてくるんじやないかと思いますが、そういう点についてはどういうふうにお考えになつていらっしゃいますか。

○説明員(下山佳雄君) 対外関係でござりますが、近くこの答申を出されました後にOECDの大変があります。OECDの会議、これにはもちろんアメリカもその一員として参加しておるわけですが、ございまして、ただいまの見通しにおきましては、とにかくこれで十分OECDの承認が得られ

るであるううといふのが一つの前提でござります。それからいづれ日米会談等のございましたときには、アメリカから意見が出来ることもそれはあるかもしれませんけれども、とにかく日本政府としては独自の立場から資本自由化の方針をきめるということです。やつておりますし、当然これで承認——承認と申しますか、了解を当然得られるものだと、いふうに確信を持つて進めてまいることになると思います。

○竹田現照君 この資本の自由化に伴いまして、これは欧洲あたりは先進ですから、ところが現実にE.C諸国やイギリスあたりの自由化に伴う状況を見ますと、特にアメリカの巨大資本ワールド・エンターブライズなんといふものが出来まして、非常に各国との間の国家利益が随所で対立をしている。こういうふうなことがとりわけ資本力の弱い日本で起こらないかということ、そういうことは起こらないよういろいろと通産その他各省で対策を練っておられるようではありますから、このホテルの例もありますから、そういう点についてはどういうふうにお考えになつておられますか。

○説明員(下山桂雄君) いま先生が申されました点が、何と申しましても資本自由化の問題の一一番重要な点であろうと思います。そのような意味におきまして、今後数年かかるて日本の資本の自由化を進めてまいるわけでございますけれども、その第一年度を発足するにあたつて非常に議論がなされたという事実でござります。しかしながら現在の段階におきましては、少なくともこれまで、現在の段階におきましては、とにかくこれに對応するところの対策というものはもちろん今後やるべきことは多いわけでございますので、現在の段階におきましては、少くともこれによって日本の産業が非常に重大な影響を受けるということはないという前提に立つて今回の自由化の業種の選定などを進めてきたわけでございまして、今後におきましても、当然そういうふうなことにおきまして、一般的な混乱防止の対策、あるいはまたわが国企業が外国企業と対等の条件で

競争し得るような基礎をつくるように、あるいはまたわが国に進出する外国資本と十分競争し得るように企業体質を強化し、あるいは産業体制を整備するといふようないろいろな対策を講じながら、とにかくわが国の産業に重大な影響を与えないといふ見通しのついたものから漸次自由化していくというのが今回の答申の骨子だと思います。したがいまして、先生のいまのお話の御懸念、これはわれわれとしても一番の心配でござりますので、十分その点は注意しながら今後進めていく。またそれに対応する対策等につきまして十分考えていく、こういうふうに考えております。

○竹田現熙君　いまのは、先ほど特にアメリカの問題についてお伺いをしまして、十分この了解をとりつけ得るというようなお話をございましたが、ただ答申案の内容を見ますと、前段は経済力をもつと有効に發揮させて、世界の平和に寄与するというよりなこと、あるいはまた自由化によって経済の効率化、労働条件の改善、良質廉価の製品の供給などで国内的には非常に豊かな国民生活を築くのだということを一番最初に明らかにしているわけです。しかしこの肝心な具体的な自由化の進め方に入つてみると、これはもう冒頭に書いてあることはうらはらな、外資資本の進出への非常にきびしい規制、あるいは外資防衛のための産業体制の整備などに非常に大きく述べをしているわけであります。先ほどのお答えのとおり、このような答申案の中の制限内容、こういうもので重ねてお伺いするのですけれども、列国を説得をさしていくためには、かなりの決意なり用意というものが必要ではなかろうかと思うのですけれども、そういう点についてはどういうふうなことをお持ちになつていらっしゃるのですか。

○説明員(下山桂雄君)　いずれにいたしましても、今回の資本の自由化に対処する措置というのは、とにかくわが国として資本の自由化に向かつて第一歩を進めるというのが現在でございます。それで将来のことにつきましては、先生御承知の

とおり、中に、要するに昭和四十六年度末までに、かなりの分野において自由化を実施することを目標にすべきであるという大体の方針をおそらくうたいあげることになると思いますが、しぶしぶつて、これからほんとうの自由化は数年かかって進めるということをございます。また諸外国としても、とにかく日本がそういう前向きの態度でこれを進めらるのだといふ方針を明らかにしてもらえば、あとは日本政府のやり方を見ていよう、こういう態度だらうと思つてゐるわけでござります。したがいまして、そのような意味におきまして、とにかく日本はこれで第一歩を踏み出したところで、とにかく日本も十分満足をしてくればなる、また満足してもらわなければならぬといふふうに考えておるわけでござります。

議会においてもですね、たとえは外資本の日本企業乗っ取りを防止するというために、この神禁法で一〇%以下に制限をされている民間企業株の所有、これをある程度例外的に多く持たせる必要があるんではないか、認めさせる必要があるじゃないか、あるいはまた開発銀行等に重要産業の株を、開発銀行というような政府の関係銀行に重要産業の株を持たせることによって、日本の産業を防衛することができるんじゃないかといふようなことが論議をされておったよりであります。が、こういうような点については公取としてはどんなふうにお考えでしよう。

○政府委員(北島武雄君) 株式の保有に関する神禁法の制限いたしましては、一般的にその株式の保有によつて、一定の取引分野における競争争を実質的に制限することになる場合はいけない、それから不公正な取引方法による株式取得はいけない、こういう禁止規定がございますが、ハーセンテージで規定いたしておりますのは、金融会社に関する、金融業を営むところの会社は払い込み資本金の十分の一以上をこえて他の会社の株を取得してはならぬという規定があります。ただし、これには例外がございまして、公正取引委員会が認可した場合はよろしいと、それからまた金融機関が担保物の処分をした結果、その相手方の会社の株式を一〇%以上持つようになつた場合がありますね、それから証券会社もいい、こういったものは例外規定があるわけであります。ここで公正取引委員会の認可を得た場合はこの限りにあらずと、こういう規定を活用してですね、おそらく外資が不法に他の会社の株を乗っ取らうという場合に、金融機関が一〇%というワクでは不十分だから、公取の認可によってそのワクを特定の場合において認可によって認めてやる、そして安定株主としてこれを外資の不法な侵入を防ぐ必要はないか、こういうことではないかと思うわけです。この金融機関につきまして、現在他の会社の株を十分の一以上持つてはならぬと、こういう規定がございますのは、もちろん御承知のとおりに、金

金融機関の産業支配を防ぐこと、こういった趣旨のものであります。ただし、法律といたしましては、例外的な認可を受ければいいということございまして、これに基づいて現在認可を受けている例もございます。今度新しく外資の乗っ取りに 対して、それを適用してくれないかと、こういふお話をだと思います。これに対しましてはいろいろな考え方があるわけでございますが、本来やつぱり金融機関の産業支配ということは好ましくないといふ。そのためにもそういう規定があるわけですから、外資の乗っ取りという面が現実に起こることもあるでしょう。そういった場合に、現行法の一〇%というワク内で二、三の金融機関がそれを持つことによって十分防げるはずであると思います。しかし、そういう場合は、もう緊急の場合にはなかなかできないことがある。したがつて、特定の金融機関が一時的にこれを百分の十以上ここで持つ場合を認めていいんじゃないかと、こういう議論もあり得るかと思います。これは慎重に考慮しなけりやなりませんけれども、しかし本来の性質は金融機関の産業支配を防ぐという趣旨でありますから、もしかりに万一そういう必要があつて認可する場合においても、やはり厳重に歴どめがなくちゃならぬのぢやないか、こういふふうに考えております。これは具体的にどういうことになりますかわかりませんが、法律の規定といたしましては、公正取引委員会が認可すればできるというになります。その場合におきまして、法律的には可能でございますから、具体的の事例に応じて、その金融機関の産業支配を防がなきゃならぬという独禁法の規定の趣旨と、いまの外資の不法な乗っ取りを防止するという趣旨と、両方あわせ考えた上でまた運用していかなきゃならぬ、こういう考え方であります。これに超過して認める場合にも、これはやはり嚴重に歴どめが必要だ、こういふふうに考えております。

Digitized by srujanika@gmail.com

問題であります。これはやはり独禁法は守るべき点がある。その守るべきところはあくまで守らなきやならぬ。これが私の信念であります、いか

○竹田現照君 それで、いま阿部委員からも関連して御質問がありましてけれども、どうしてかの公取が押されてしまつたのだ。こういうとたいへん失礼ですけれども、心配があるのですからお伺いをしているわけですけれども、先ほどのお答えでいくと、ケース・バイ・ケースでいくと、こういうことですか。法律的には可能だから、ひとつ嚴重な歴どめを必要とする、まあその基本線の上に立つてケース・バイ・ケースで認めていく。

○政府委員(北島武雄君) ケース・バイ・ケースで申しますよりも、一般的にそういうものを認める場合には相当のやはり厳重な条件が必要だというふうに考えておるわけでありまして、それでは具体的にそういうことが起きましたときに、それはまあケース・バイ・ケースで判断していく。基準としてはやはり厳重に考えていくということが必要じやないか。たとえば百分の十をこえて持らたいと考えた場合に、その実情もよく調査し、そしてやむを得ない場合には、どういう歯どめをつけてやるかと、こういうふうな問題ですね。これはやはり金融機関の産業支配をきらつておる独禁法の十一条の精神から、やはり厳重な歯どめが必要だ、こう考えております。

○竹田現照君 通産省で、これは独禁法については前からいろいろ緩和について考えておられるのですから、この資本の自由化なんといふものは、独禁法ができるときには予想もしてなかつた、こういうことだと思いますが、その理由。それから自由化に伴つてこの産業政策を云々していかなくなっちゃいかぬ全く新しい事態なんですね。こういふ事態をいま迎えようと/or>までも迎えるわけですからね。こういう時期にあですか、独禁法緩和といふものを公取に求めるといふ考え方はどうですか。いまの段階でお考えになつていま

○説明員(下山佳雄君) 非常にむずかしい御質問でござりますが、とにかく先生、先ほどからおつしゃいましたとおり、独禁法といふのは日本経済の経済憲法といわれて、いるものでござりますので、とにかく通産省としては、独禁法の許されることは、範囲内において、ます産業体制の整備といふものをはかつていくというのは当然だらうと思うのです。それで、もちろん、いろいろ先生も御指摘のとおり、一般に議論が行なわれてゐることは、これは事実でござりますが、別にまだ通産省として、この問題について正式に議論したということはありません。

○竹田現照君 それだつたら私の質問に答えることにはなりませんから、まあ次長じや無理だぞうですから、いずれまた大臣に伺います。通産省関係の自由化に対するものは、いずれ大臣、次官等にお伺いすることにして、最後に、これはやはり公取ですが、自由化に伴つて、持ち株会社の問題が出てくると思うのです。現に出でているようですが、けれども、特に自由化に備えて産業の再編成をはかる必要から、どうしても持ち株会社を設立をさせよ、させてはしいといふような動きが、財界、政府の一部にあるよう聞いておりますが、特に歐州の先進諸国で法制上これを禁止しているといふのがほとんどない。これが論調になつてゐるようであります。これは持ち株会社がいけないといふことになつてゐる。その趣旨というもののは、もう、いま申し上げる必要がないわけであります。が、こういふようなことに対する、公取として、萬一、同意なさるような場合、独禁法で保護されてゐるいろいろな問題の利益といふものがはたかれて守られるのかどうか。一般消費者の利益がはたして守られるのかどうか。あるいはまた、あこれは認められる場合であります。が、そういう要望がこれからだんだん強くなつてきたときに、公取としてはどう対処なさうとしているお考えをか。まだ御検討になつてあるかわかりませんけれども、ひとつお伺いしておきたいと思います。

○政府委員(北島武昌君) 一般的に、資本の自由化と独禁法ということに対しても二つの面があるわけです。資本の自由化によって外資が直接入ってくる、それに対して独禁法はどういう備えがあるかという考え方。それからもう一つは、資本の自由化に対処して、国内産業というものを再編成する必要がある、それに対して独禁法はどういうのか。——どういう一つの問題があるが、往々してごつちやにして考えられている。それからまた財界の一部あたりでは、ただ単純に、直接入ってくるものに対しては、外資には独禁法を強くしておきたい、それから国内産業の編成に対してはやわらかく、こんな考えがあるようになります。

いまの持ち株会社の問題でござりますが、これにつきましては、まだどこからも正式にこういうことをしたいから、独禁法にこういう規定をつくつてもらいたいといふような話は何も受けとりません。したがつて、委員会として議題になつたことはございませんけれども、昨年の暮れからこういった問題が、歐州經濟觀察団が帰られましてから、ある一學者が提唱されて、それから持ち株会社論議が非常に激しくなつた。そのときから私も、事務局には十分勉強させるとともに、私自身も十分勉強してまいつたつもりであります。したがつて、まだ委員会の議となつたことはございませんけれども、私自身の考え方を申し上げますと、たとえば資本の自由化で直接外資が入つてくる、こういった場合に対しまして、現在の持ち株会社の禁止規定、それから株式の保有の制限の規定、合併、営業の譲り受けの制限の規定、こういったものは有力なやはりとりでをなすものであります。ことに持ち株会社といいますのは、独禁法第九条ですべての持ち株会社を禁止しているのじゃないで、「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」こういっているのです。昔の旧財閥の本社がまさにどんびしやり当てはまるので、そういうふた形態のものを禁止しているわけでありまして、こういったものにつきましてはどういう考え方

方かと申しますと、比較的少額の資本でもつて多くの産業を支配し得る形態なんです。終戦時の旧財閥の持ち株会社、これは私も調べてみてわかりますが、当時、わずかな少額の資本によつて多くがそのうことを利用できるわけです。少額の資本でもつて多くの産業を支配するような形態を外資に許すことになる。これが一体どうなのか。そういうことは、資本の自由化に関連して、持ち株会社を認めてくれというお話の中には、その点の配慮がどうも少ない。直接入つくるものに対して、いまの持ち株禁止規定、これは實に有力な防波堤になる。これを除いておいて、何で外資の不当な進出に対して備えができるか。一つの備えである。そういう感じがいたします。

もう一方、資本の自由化に対処して国内産業を再編成する必要がある。その再編成の手段として持ち株会社が認められるべきである。これが一つの議論であるわけです。こういう議論に対しましては、外資の直接の進入に対する面がおろそかになつていると私は思うのです。

それから、いまの歐州經濟視察団が出しましたああいつた考え方、その他いろいろの方のお説がございますが、私は一つも納得できません。納得しているのはございません。これは産業界においても相当な反対がある。証券界は大体反対でしょ。それから経済学者は大部分反対。世論は、もちろんこういうことは反対でございましょう。ですから、こういうものは日目のを見るのは思いませんけれども、私どもの考え方は、いまお話しのような歐州經濟視察団が提唱したようなことに対しましては、これはノーと言わざるを得ない、こう考えます。

度の年次報告はまだ出ておりませんけれども、四十年度のを見まして、最近における審査事件処理状況の一覽表を見た場合、大体、違反行為の自発的排除、いわゆる審査を打ち切ったものに次いで違反事実なし、審査継続、この三項目になつておられますけれども、この審査が継続されたもののがどうなつたか、その点を含めた統計というものがあまりませんのでよくわかりませんけれども、大体、違反事実なしと審査継続を合計した場合、実際違反行為が自発的に排除されたものと比べると、非常に多いわけです。もちろん継続されたものの中には、特に価格協定の面が非常に多いわけですが、これに摘要されたものもあるでしょうから、その点がちょっとはつきりしたことは言えませんけれども、大体ずっと傾向を見てみますと、一番多いのは、特に価格協定の面が非常に多いわけですが、ども、いわゆる公取が実際にきびしい態度で臨んでおるならば、まだまだ違反摘発行為といらは多いのではないかと思うのです。はつきりその審査でこれは独裁法に違反しておるといふことで、私が聞きたいのは、この審査継続の中でどうなつたか。要するに、その年度に出た事件でどうう。実際この中で不問になつたもの、いわゆる違反事実がなかつたと見られたもの、実際の比率ですね。これだけのデータであればちよつとわからぬ。いわゆるもうちよつと流動的にといいますとか、もうちよつと幅を置いて見ないとわかりません。その点は何かデータがあるかどうか。私の言いたいことは、要するに、実際違反行為があつたと結論づけられたものは非常に少ない。だからもうと公取はがんばつてもらいたいと、こういう意味でありますけれども、このデータを見ましても、ある程度そういうことは言える。実際具体的には、何か違反事実なしのほうが多いよう見えてるわけですが、これだけはちよつとわからないのですけれども、しあがつてこれだけ見ますと、やはりちゃんと公取はやっておる、これだけ今度は違反行為があつたかということのデータを見なければ、これだけではちよつとわからないのですけれども、しますけれども、これは継続というのを見ないとわからない。その中で、どれだけ今度は違反行為が

か、違反行為をされないと、こう思いましたが、その通りました。それで、さうではなくして、さうではないに思いましたが、その通りました。それがやめることで、自分でもやめることで、審査に入つてやれることはそのまま不発になります。それから違反行為をいたしましても証拠になります。それはやりたくなります。でも、私たちのところでは困ります。題でありますのは、発しなければならないけれども、どう場合には、事実あります。こう、うようなやり方ダメで、ここに書いててもなお、これは四程度の統計がござと、この審査事務のが百九十件の違反行為の自体しが六十六件。十八件。計百九十六件でございます。この四十九件ます。

六十六件が、違法となつてこなかつた。それからこれ前年度から算定開始し審判開始、それまでのうち……。併除、こういったは前の計数に入つて考えたらだめだ。後繰り越しに入つた。

は、審査をな証拠に基下し得ない、所に対する申立てがござります。しかも確実な例がござります。

○矢追秀彦 乳の値上げをめぐる問題がござります。

○政府委員 は、現在価格の小売業者との協定の事件、即ち、の乳業メーラーの小売り價格協定の疑いがあります。いろいろご意見をうかがふる論を得次第第2回議論が得てあります。

○矢追秀彦 論が出てから無理からず、なににだきたいとおもいます。

○政府委員 とにつきましては、おられます。それで委員会とおこなわれるますのであります。

北島武雄君) 北島武雄君) 委員長はどちらでなしに、出されませんが、非難するのですが、これがに対する相当な証拠がある極めて緊急差し止めを実行しておいたたまではあります。過去には、教件ごとに問題をして、急要を要するとして、法律上も實質しておいたたまではあります。過去には、教件ごとに問題をして、急要を要するとして、法律上も

して、はつきり
出るまでは、こ
とはすが、その中
で重大会弊害が
場合にはいままで
いたしまして、そし
て、そしてめ
らに、真空管開
います。
になつておらず
れども、これは
れども、現在わ
る考え方をお聞
牛乳関係につ
しまして審査い
りの小売り関係
的な規模におけ
価格協定違反
全国的規模にお
れ関係といなし
だよ。こうした
れらにつきまし
したい。こうい
う考えますか
出るまで、いま
非常に大きな問
って結論を出
なかまえでも
その点はどうう
審査の段階に
と審査の上で
てまだ申し上
、審査部で結論
委員会にはか
するかと、
それまでしほ
する

すのは牛 きるわけ は、裁判 途の段階 途の段階 途の段階
相当調査 途の段階 途の段階 途の段階
の経過並 途の段階 途の段階 途の段階
きしたい 途の段階 途の段階 途の段階

いたことについては、委員長はどのように考えておりますか。

○政府委員(北島武雄君) 積極的に商品に表示をさせることは、これは不当表示の問題では実はない。表示と中身と食い違つておる場合に、不當表示防止法の範囲に入つていくわけです。いまだ話しのようにボリエチレンの中身に表示がないといつても、それだけでは私どもの不當表示のほうには入つてこない、このように考えておりま

す。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御発言もなければ、本案に対する質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより本案の討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見のある方は、討論意見中にお述べを願います。

○柳田桃太郎君 私は、この際各党共同提案になります次の修正案を各党を代表して提出いたしました。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案でござりますが、この修正案の案文は、お手元に差し上げてございますので、御参照願いたいと思います。朗読いたします。

法律の一部を改正する法律案の一部を次のように

修正する。

附則中「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に、「同年七月一日」を「昭和四十二年七月一日」に改める。

次に、修正理由でございますが、本法律案は、その一部の規定を除き、昭和四十二年六月一日から施行することになりますが、同日は、この法律案が成立するまでに経過することになりますので、附則中の「昭和四十二年六月一日」を「公布の日」に改める等、所要の修正をする必要がござ

ります。これがこの修正案の提出の理由でござります。以上。

○委員長(鹿島俊雄君) 他に御意見もないようではありますので、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、討論中になりました各党共同提案の柳田君提出の修正案を問題に供します。柳田君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。

よって、柳田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鹿島俊雄君) 全会一致と認めます。

よって、修正部分を除いた原案は全会一致をもつて可決されました。

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案の議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(鹿島俊雄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

五月三十日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月三日)

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

る法律の一部を改正する法律案

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業組織法案(衆)

中小企業組織法案(衆)

第六章 則則(第百九十二条—第三百七条)
附則 第二章 総則
(目的)
第一条 この法律は、中小企業者等が相互扶助の精神に基づき自主的に共同経済事業又は調整事業を行なうために必要な組織を設けることができるようにし、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、並びにその経営の安定及び合理化を図り、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

第二条 この法律による中小企業等協同組合は、次の各号に掲げるものとする。

一 事業協同組合
二 勤労事業協同組合
三 下請協同組合
四 商店街協同組合
五 環境衛生協同組合
六 共済協同組合
七 信用協同組合
八 企業協同組合
九 協同組合連合会

2 この法律による中小企業団体中央会は、次に掲げるものとする。

一 都道府県中小企業団体中央会

二 全国中小企業団体中央会

第三章 中央会
第一節 通則(第百三十九条—第百四十条)
第二節 事業(第百四十二条—第百四十二条)
第六節 解散及び清算(第百二十条—第百二十八条)
第七節 団体協約(第四十九条—第五十七条)
第三章 中央会
第一節 通則(第百三十九条—第百四十条)
第二節 事業(第百四十二条—第百四十二条)
第三節 会員(第百四十三条—第百四十七条)
第四節 設立(第百四十八条—第百五十一条)
第五節 管理(第百五十二条—第百六十一条)
第六節 解消及び清算(第百六十二条—第一百六十七条)

第四章 助成(第百六十八条—第百七十二条)
第五章 雜則(第百七十二条—第百九十条)
第六節 六十七条)

で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が政令で業種ごとに定める数以下の者であり、かつ、会社(商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むものを除く。)にあつては、資本の額又は出資の総額が政令で業種ごとに定める額以下のものであつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 中小企業等協同組合であつて、前各号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

この法律において「勤労事業者」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一 前項第一号から第三号までに掲げる者のうち、常時使用する従業員の数がおおむね十人以下の者であり、かつ、会社にあつては、資本の額又は出資の総額が百万円以下のものであつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 前項第一号から第三号までに掲げる者のうち、常時使用する従業員の数がおおむね三人以下の者であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 中小企業等協同組合であつて、前二号に掲げる者のみを直接又は間接の構成員とするもの

この法律において「資格事業者」とは、中小企業等協同組合の組合員(協同組合連合会にあつては、会員たる中小企業等協同組合(会員が協同組合連合会である場合にあつては、その会員たる中小企業等協同組合(会員が協同組合連合会である場合にあつては、その会員たる中小企業等協同組合)の組合員)の資格として当該中小企業等協同組合の定款で定められる事業をいう。

(人格及び住所)

第四条 中小企業等協同組合(以下「組合」という。)及び中小企業団体中央会(以下「中央会」という。)は、法人とする。

2 組合及び中央会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第五条 組合及び中央会は、この法律に別段の定めのある場合のほか、原則として、次の各号に掲げる要件を備えなければならない。

一 構成員の相互扶助を目的とすること。
二 構成員が任意に加入、及び脱退することができるること。
三 構成員の議決権及び選挙権は、平等であること。

四 剰余金の配当は、主として事業の利用分量に応じてするものとし、出資額に応じて配当をするときは、その限度が定められていること。

2 組合及び中央会は、その行なう事業によつてその構成員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の構成員の利益のみを目的としてその事業を行なつてはならない。

3 組合及び中央会は、特定の政党のため利用してはならない。

(登記)

第六条 組合及び中央会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対する抗することができない。

第二章 組合

第一節 通則

第七条 組合は、その名称中に、次の文字を用いなければならない。

一 事業協同組合にあつては、協同組合

二 勤労事業協同組合にあつては、勤労事業協同組合

(地区)

三 下請協同組合にあつては、下請協同組合

四 商店街協同組合にあつては、商店街協同組合

五 環境衛生協同組合にあつては、環境衛生協

同組合

六 共済協同組合にあつては、共済協同組合

七 信用協同組合にあつては、信用協同組合又は信用組合

八 企業協同組合にあつては、企業協同組合

九 協同組合連合会にあつては、その種類に從い、協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、下請協同組合のうちの一を冠する連合会

2 この法律によつて設立された組合又は他の法律によつて設立された協同組合若しくはその連合会以外の者は、その名称中に、事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合、企業協同組合又は協同組合連合会であることを示す文字を用いてはならない。

3 組合の名称について、商法(明治三十一年法律第四百八号)第十九条から第二十一条までの(商号)の規定を準用する。

3 (私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第八条 次の各号に掲げる組合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号。以下「私的独占禁止法」という。)の適用については、同法第二十四条第一号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一、事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合又は信用協同組合にあつて、その組合員たる事業者が中小企業者であるもの

2 一又は二以上の都道府県の区域による。ただし、定款で定めた地区と重複する場合

第十一条 商店街協同組合の地区は、他の商店街協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十二条 共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域による。ただし、定款で定めた地区と重複するものであつてはならない。

2 一又は二以上の都道府県の区域を地区とする共済協同組合の地区は、一又は二以上の都道府県の区域を地区とする他の共済協同組合の地区と重複するものであつてはならない。

第十三条 第二十二条第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて政令で定める割合に相当する数以上の事業協同組合で組織するもの全部又は一部が同一であり、かつ、その同一の地区は、全国の区域による。ただし商業又

はサービス業に属する事業のみを資格事業とするものの地区は、一又は二以上の都道府県の区域によることができる。

2 第二十二条第一項の総合調整事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合又は信用協同組合のいずれかで組織するものの地区は、一若しくは二以上の都道府県の区域（政令で定める割合に相当する数以上の下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合又は信用協同組合）の区域にあつては、二以上の都道府県の区域）又は全国の区域による。

第十三条 前条第一項又は第二項に規定する協同組合連合会の地区は、それぞれ資格事業の種類の全部又は一部が同一であり、かつ、その同一である資格事業に係る第二十二条第一項の総合調整事業の全部又は一部を行なう他の前条第一項又は第二項に規定する協同組合連合会であつて同種類のもの地区と重複するものであつてはならない。

2 第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の地区は、全国の区域によるものとし、当該協同組合連合会は、全国を通じて一個とする。

3 第二十二条第一項に規定する協同組合連合会であつて第十六条第二号ニ又はホに掲げる調整事業を行なうものの地区は、他の第二十二条第一項に規定する協同組合連合会であつて第十六号ニ又はホに掲げる調整事業を行なうもの地区と重複するものであつてはならない。

（組合員の資格）

第十四条 事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を行なう者又は、その地区内において資格事業を行なうため必要がある者は、その地区内において資格事業を行なうものとする。

2 勤労事業協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において資格事業を行なうものとし、その地区内において資格事業を行なうため必要がある者は、その地区内において資格事業を行なうものとする。

3 労事業者とする。

3 下請協同組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号に掲げる者とする。

1 特定の事業者を共通の親事業者とする下請事業者（下請代金支払遅延等防止法第二条第四項に規定する下請事業者をいう。以下同じ。）で組織する下請協同組合にあつては、当該親事業者をその親事業者としてその地区内において資格事業を行なう下請事業者及び

第十六条各号に掲げる調整事業を行なうため必要がある場合において定款で定めたときは、下請事業者以外の者で、当該親事業者から製造委託又は修理委託を受けて資格事業を行なうもの

2 第二十二条第一項に規定する協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、協同組合連合会の地区の全部若しくは一部の区域を地区としてこの法律に基づいて設立された組合（企業協同組合にあつては、協同組合連合会の地区内に店舗、事務所又は事業所有するものに限る。）又は他の法律に基づいて設立された協同組合であつて、定款で定めるものとする。

3 下請協同組合及び商店街協同組合は、前二項の事業のほか、商品券の発行及び割賦購入を行うことができる。

4 商店街協同組合は、前三項の事業のほか、組合員及び一般消費者の利便を図るために、街灯、アーケード、駐車場等の共同施設及びこれらの事業に附帯する事業を行なうことができる。

5 環境衛生協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者及び、定款で定めたときは、これら者以外の者で、その地区内において事業を行なうものとする。

6 共済協同組合の組合員たる資格を有する者は、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

し、全国の区域をその地区とする共済協同組合にあつては、中小企業者のうち定款で定める一の業種に属する事業を行なうもの（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員とする。

7 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施設

8 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において事業を行なう中小企業者、その地区内に住所若しくは居所を有する者又はその地区内において勤労に従事する者であつて定款で定めるものとする。

9 協同組合連合会の会員たる資格を有する者は、協同組合連合会の地区の全部若しくは一部の区域を地区としてこの法律に基づいて設立された組合（企業協同組合にあつては、協同組合連合会の地区内に店舗、事務所又は事業所有するものに限る。）又は他の法律に基づいて設立された協同組合であつて、定款で定めるものとする。

10 第二節 事業

第一款 通則

（事業協同組合等の共同経済事業）

第十五条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前条の事業のほか、第一号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「安定事業」という。）又は第二号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「合理化事業」という。）（以下「調整事業」と総称する。）を行なうことができる。

第十六条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、前条の事業のほか、第一号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「安定事業」という。）又は第二号に掲げる事業及びこれに附帯する事業（以下「合理化事業」という。）（以下「調整事業」と総称する。）を行なうことできる。

1 その組合の地区内において資格事業を行なう中小企業者の競争が正常の程度をこえて行なわれているため、その中小企業者の事業活動に關する取引の円滑な運行が阻害され、その相当部分の経営が著しく不安定となつてお

り、又はなるおそれがある場合における次に掲げる制限

イ 組合員の生産（加工を含む。以下この条において同じ。）をする資格事業に係る物の種類、生産、出荷その他の取扱いの数量若しくは販売若しくは引渡しの方法に關する制限、その物の生産の設備に關する制限又はその物の原材料の購買若しくは引取りの數

びその労働者に係る労働時間、宿舎等の労働条件の改善に關する事業

2 事業協同組合、下請協同組合及び商店街協同組合は、前項の事業のほか、組合員の事業用に供するための団地の造成及びこれに附帯する事業を行なうことができる。

3 事業協同組合及び商店街協同組合の事業のほか、商品券の発行及び割賦購入あつせん並びにこれら事業に附帯する事業を行なうことができる。

4 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

5 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

6 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

7 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

8 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

9 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

10 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

11 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

12 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

13 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

14 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

15 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

16 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

17 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

18 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

19 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

20 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

21 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

22 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

23 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

24 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

25 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

26 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

27 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

28 前各号に掲げる事業に附帯する事業は、その地区内において当該政令で定めたとき、その地区内において店舗、事務所又は事業所を有する者（その者が法人である場合にあつては、役員を含む。）及びその従業員と

を行なうことができない。

3 第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、同項の規定にかかわらず、同項第二号、第四号、第十号及び第十一号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業のほか、他の事業を行なうことができない。

4 第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会については、第十九条第二項第一号から第四号まで、第七号及び第九号の規定を準用する。

5 協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の事業協同組合又は商店街協同組合のいずれかで組織するものについては、第十五条第三項の規定を準用する。

第二十二条 協同組合連合会は、前条の事業のほか、会員で行なう調整事業についての総合調整及びこれに附帯する事業（以下「総合調整事業」という。）を行なうことができる。

2 前条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会であつて、政令で定める割合に相当する数以上の信託協同組合で組織するものであつて、かつ、都道府県の区域をその地区とするものは、同条の事業のほか、第十六条第二号ニ又はホに掲げる事業及びこれらに附帯する事業を行なうことができる。

第二十三条 協同組合連合会は、前二条の事業のほか、次の各号に掲げる事業を行なうことができる。

一 所属員の経済的地位の改善のためにする团体協約の締結

二 所属員が雇用する労働者の労働条件その他に關する労働協約の締結

三 前各号に掲げる事業に附帯する事業

第二款 共同経済事業
(事業協同組合等の行なう共済事業の制限)

第二十四条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、第十五条第一項第五号に掲げる事業として締結する火災、風水害、地震、盜難、交

通事故又は爆発その他の事故により当該組合員の財産に生ずることのある損害をうめるための

共済契約においては、共済契約者一人につき共済金額の総額を三十万円をこえるものと定めてはならない。

（員外利用）

第二十五条 事業協同組合、勤労事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員の利用に支障がない場合に限り、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。ただし、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の総額は、その事業年度における組合員の利用分量の総額の百分の二十をこえてはならない。

（倉荷証券）

第二十六条 保管事業を行なう事業協同組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員

第二十七条 保管事業を行なう事業協同組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員

第二十八条 保管事業を行なう事業協同組合は、主務大臣の許可を受けて、組合員の寄託物について倉荷証券を発行することができる。

2 前項の許可を受けた事業協同組合は、組合員

第二十九条 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合は、商法第六百六十六条规定による。

2 前項の規定を適用する。

第二十条 事業協同組合又は商店街協同組合が第十六条第三項の規定により商品券を発行したときは、組合員は、これに対してその取扱商品につき引換の義務を負う。

2 事業協同組合又は商店街協同組合が商品券を発行した場合において、その組合員が商品券の引換をすることができないとき、又はその引換を停止したときは、その事業協同組合又は商店街協同組合は、商品券の所有者に対し、券面に表示した金額を限度として、弁済の責めを負う。

3 商品券を発行した事業協同組合又は商店街協同組合が自ら商品を販売する場合においては、前二項中「組合員」とあるのは、「事業協同組合又は商店街協同組合及び組合員」と読み替えるものとする。

4 第一項の場合について、倉庫業法（昭和三十一年法律第二百二十一号）第六条第二項、第八

条第二項、第十二条、第二十二条及び第二十七

条（監督）の規定を準用する。この場合においては、同法第二項中「第五条第四号の基準」とあるのは、「主務省令で定める」と読み替えるものとする。

第二十一条 前条第一項の許可を受けた事業協同組合の作成する倉荷証券には、その事業協同組合の名称を冠する倉荷証券という文字を記載しなければならない。

第二十二条 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合は、寄託の日から六月以内とする。

2 前項の寄託物の保管期間は、六月を限度として更新することができる。ただし、更新の際の証券の所持人が組合員でないときは、組合員の利用に支障がない場合に限る。

第二十九条 事業協同組合が倉荷証券を発行した場合は、商法第六百六十六条规定による。

2 前項の規定を適用する。

第三十二条 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済協同組合の承諾を得て、その目的に因し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下「組合員等」という。）の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第八十一条の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されたいた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八条の規定を適用する。

第三十三条 商法第二編第十章第一節第一款（第六百五十条第一項及び第六百四十四条规定を除く。）（損害保険の總則）及び第二款（火災保険）の規定は、共済協同組合が締結する共済契約について準用する。

2 保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十一号）の規定は、共済協同組合の行なう共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録さ

準備金の額

三 第百十六条规定する責任準備金のうち主務省令で定める金額

四 任意積立金の額

五 地方公共団体又は金融機関が当該共済協同組合のために支払を保証した金額

（共済の目的の譲渡等）

第三十二条 共済契約の共済の目的が譲渡された場合においては、譲受人は、共済協同組合の承諾を得て、その目的に因し譲渡人が有する共済契約上の権利義務を承継することができる。この場合において、当該目的がその譲渡により共済協同組合の組合員、組合員と生計を一にする親族又は組合員たる組合を直接若しくは間接に構成する者（以下「組合員等」という。）の財産でなくなつたときは、当該目的は、当該共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第八十一条の規定を適用する。

2 前項の規定は、死亡又は合併により共済の目的が承継された場合について準用する。

3 組合員等が組合員等でなくなつた場合（前項に規定する場合を除く。）において、その際締結されたいた共済契約の目的のうち、その組合員等でなくなつたことにより組合員等の財産でなくなつた財産があるときは、当該財産は、当該財産に係る共済契約の期間内は、組合員等の財産とみなし、第十八条の規定を適用する。

第三十三条 商法第二編第十章第一節第一款（第六百五十条第一項及び第六百四十四条规定を除く。）（損害保険の總則）及び第二款（火災保険）の規定は、共済協同組合が締結する共済契約について準用する。

2 保険募集の取締に関する法律（昭和二十三年法律第二百七十一号）の規定は、共済協同組合の行なう共済事業に準用する。この場合において、同法中「大蔵大臣」と、同法第十八条第一項中「その役員若しくは使用人又は同項の規定により登録さ

は、「総合調整規程」と読み替えるものとする。

調整事業については、第三十六条から第三十九条まで及び第四十一条から第四十六条までの規定を準用する。

第四十八条 協同組合連合会が行なう総合調整事務（準用）

業については、第三十七条から第三十九条までの規定を準用する。

第四款 團體協約

(団体協約の内容)

第四一一大字第一二条第一号に依る第二十二条第一号に掲げる団体協約は、組合員又は所属員のためにする取引条件に關するもの、組合員又は所属員のためにする調整事業又は結合調整事業に關するものその他組合員又は所属員の經濟的地位の改善に關するものとする。

第五十条 第十七條第一号に掲げる団体協約は、
あらかじめ総会の承認を得て、同号に掲げる
体協約であることを明記した書面をもつてする

ことによつて、その効力を生ずる。
第十七條第一号に掲げる団体協約は、直接に組員に対してその効力を生ずる。

第十七条第一号に掲げる団体協約に定める基準に違反するものについては、その基準に違反する契約の部分は、その基準によつて契約したとみなす。

(団体交渉の応諾)

第五十一条 事業協同組合等又は労働事業協同組合の組合員と取引関係がある事業者（中小企業者等）は、その取引条件について事業協同組合等又は労働事業協同組合の代表者（これららの組合が会員となつてゐる協同組合連合会の代表者を含む。）が政令で定めるところにより第十七条第一号に掲げる团体協約を締結するため交渉したい旨を申し出たときは、

正当な理由がない限りその交渉に応じなければならぬない。

第五十二条 次の各号の一に該当する者は、事業協同組合等又は勤労事業協同組合の代表者(これらの組合が会員となつてゐる協同組合連合会

の代表者を含む。)が政令で定めるところにより、調整規程又はその案を示してその調整規程

による調整事業に關し第十七条第一号に掲げる團体協約を締結するため交渉をしたい旨を申し出こととは、正当な理由ぶなしと之を歩に出すこととは、

(四) 体操競争の結果
第五十四条 事業協同組合等であつて中小企業者以外の者が加入できることとなつているもの

定を準用する。

以外の者が加入できることとなつてゐるもの
が、その行なう調整事業に關し組合員たる資格
を有する者と締結する第十七条第一号に掲げる
団体協約は、主務大臣の認可を受けなければ、
その効力を生じない。これを変更しようとする
ときも、同様とする。

2
主務大臣は、前項の認可の申請に係る団体協約又はその変更が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならぬ。

い。
一 安定事業に係るものにあつては、第十六条
第一号に掲げる事態を克服するため必要な最
少限度をこえないこと。

二 合理化事業に係るものにあつては、第十六
条第二号に規定する要件に適合すること。
三 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に

四 その団体協約又はその変更後の団体協約の定めによりその相手方が遵守すべきこととなる事項が組合員が調整規程の定めにより遵守すべき事項と同一であること。
第一項の団体協約については 第三十九条、

9

第三十九条及び第四十一条の規定を適用する。この場合において、第三十九条中「第三十七条第一項各号（合理化事業に係る調整規程について、同項第二号及び第三号。以下第百七十三条第四項において同じ。）」であるのは、「第五十四条第二項各号」と読み替えるものとする。

(団体協約の届出)

第五十五条 事業協同組合等であつて中小企業者

（のみが加入できることとなつてゐるもの及び勤労事業協同組合は、その行なら調整事業に関し組合員たる資格を有する者と第十七条第一号に掲げる団体協約を締結したときは、当該団体協約を主務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。）
前項の団体協約については、第四十一条の規定を準用する。
（団体協約の一般的拘束力）
第五十六条 一の親事業者と組合との団体協約で定める製造委託又は修理委託に係る取引条件に関する事項については、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引関係がある下請事業者の四分の三以上の数の下請事業者が当該団体協約の適用を受けることとなつたときは、当該組合の組合員（当該組合が協同組合連合会である場合にあつては、その所属員たる組合員）以外の下請事業者であつて、同種の製造委託又は修理委託について当該親事業者と取引関係があるものに対しても、当該団体協約が適用されるものとする。
（協同組合連合会の団体協約）
第五十七条 協同組合連合会であつて第五十四条の規定の適用を受ける事業協同組合等が加入できることとなつてゐるものを行なら、第二十三条第一号に掲げる団体協約については、第五十条から第五十四条までの規定を、協同組合連合会であつて第五十五条の規定の適用を受ける事業協同組合等又は勤労事業協同組合のみが加入できることとなつてゐるもの行なら第二十三条第一号に掲げる団体協約については、第五十条から第五十三条まで及び第五十五条の規定を準用する。この場合において、第五十四条第一項及び第二項第四号並びに第五十五条中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」と、第五十二条第一項及び第五十三条中「事業協同組合等又は勤労事業協同組合の組合員」とあるのは「協同組合連合会の会員たる組合の組合員」と読み替えるものとする。

第三節 組合員及び会員

(出資)

第五十八条 組合の組合員又は会員（以下「組合員」と総称する。）は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならぬ。

3 一組合員の出資口数は、出資総口数の百分の二十五（信用協同組合にあつては、百分の十）をこえてはならない。ただし、組合員の数が三人以下の場合は、この限りでない。

4 組合員の責任は、第六十条第一項の規定による経費の負担のほか、その出資額を限度とする。

5 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

6 企業協同組合の出資総口数の過半数は、当該組合の行なう事業に従事する組合員が保有しなければならない。

（議決権及び選挙権）

第五十九条 組合員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。ただし、総合調整事業に關する事項については、協同組合連合会の会員に対しては、その組合員の数に応じて、政令で定める基準に従い、定款で定めるところにより、二個以上の議決権を与えることができる。

2 組合員は、定款で定めるところにより、第一百三十三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。この場合は、その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員がでなければ、代理人となることができない。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(経費の賦課)

第六十条 組合（共済協同組合及び企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

（使用料及び手数料）

第六十一条 組合（企業協同組合を除く。）は、定款で定めるところにより、使用料及び手数料を徴収することができる。

（加入の自由）

第六十二条 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。

（加入）

第六十三条 組合に加入しようとする者は、定款で定めるところにより加入につき組合の承諾を得て、引受出資口数に応ずる金額の払込み及び組合が加入金を徴収することを定めた場合にはその支払を了した時又は組合員の持分の全部又は一部を承継した時に組合員となる。

第六十四条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者が組合に対し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前条の規定にかかるわらず、相続開始の時に組合員になつたものとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、被相続人の持分について、死亡した組合員の権利義務を承継する。

2 死亡した組合員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人

（持分の譲渡）

第六十五条 組合員は組合の承諾を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でないものが持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人

（権利義務の承継）

4 組合員は、持分を共有することができない。

（自由脱退）

第六十六条 組合員は、三月前までに予告し、事業年度の終りにおいて脱退することができる。

2 前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

（法定脱退）

第六十七条 組合員は、次の各号に掲げる理由によつて脱退する。

（出資口数の減少）

第七十条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払いもどしを停止することができます。

（出資口数の停止）

第七十一条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第六十八条及び第六十九条の規定を準用する。

（設立の要件）

第七十二条 調整事業を行なう事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

（第四節 設立）

第七十三条 組合員は、除名した組合員にその旨を通知しないければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員のとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人

（脱退者の持分の払いもどし）

第六十八条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退

（時効）

第六十九条 前条第一項又は第三項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行なわないときは、時効によつて消滅する。

（払にもどしの停止）

第七十条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払いもどしを停止することができます。

（出資口数の停止）

第七十一条 組合員は、事業を休止したとき、事業の一部を廃止したとき、その他特にやむを得ない理由があると認められるときは、定款で定めるところにより、事業年度の終りにおいて、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合については、第六十八条及び第六十九条の規定を準用する。

（設立の要件）

第七十二条 調整事業を行なう事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の一以上が組合員となるのでなければ、設立することができない。

（第四節 設立）

第七十三条 組合員は、除名した組合員にその旨を通知しないければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める理由に該当する組合員のとみなす。この場合は、相続人たる組合員は、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人

（脱退者の持分の払いもどし）

第六十八条 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払いもどしを請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終りにおける組合の財産によつて定める。

3 前項の持分を計算するに当たり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款で定めるところにより、脱退

れば、設立することができない。

4 商店街協同組合は、組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、小売業又はサービス業を営む者の数が総組合員の二分の一以上になるのでなければ、設立することができない。

5 共済協同組合は、千人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。

6 信用協同組合は、三百人以上の者が組合員となるのでなければ設立することができない。

7 調整事業又は総合調整事業を行なう協同組合連合会は、会員たる資格を有する組合の三分の二以上が会員となるのでなければ、設立することができない。

（発起人）

第七十三条 事業協同組合、労働事業協同組合、下請協同組合、商店街協同組合、環境衛生協同組合、共済協同組合、信用協同組合又は企業協同組合を設立するにはその組合員にならうとする四人以上の者が、協同組合連合会を設立するにはその会員にならうとする二以上の組合が発起人となることを要する。

（共済協同組合等の出資の總額）

第七十四条 共済協同組合の出資の総額は、二百万円以上でなければならない。

2 第二十二条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の出資の総額は、五百萬円以上でなければならない。

（創立総会）

第七十五条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともに公表して、創立総会を開かなければならぬ。

2 前項の公告は、会議開催日の少なくとも一週間前までにしなければならない。

3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その点設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならぬ。

4 創立総会においては、前項の定款を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資

格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。

6 創立総会については、第五十九条、商法第二百三十九条第五項、第二百四十四条第三項（特別利害関係人の議決権）、第二百四十三条（総会の延期又は続行の決議）、第二百四十四条（株主総会の議事録）、第二百四十七条から第二百五十五条まで、第二百五十二条及び第二百五十三条（株主総会の決議の取消し又は無効の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条ノ規定ヲ適用セズ」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第一項ノ規定ニ依ル公告ハ之ヲ為スコトヲ要セズ」と、同法第三百四十三条」とあるのは「中小企業組織法第七十五条第五項」と読み替えるものとする。）

7 第二十二条第一項、第二項、第三項、第四項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手続又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 主務大臣は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

4 一 共済協同組合にあつては、第七十二条第五項に規定する要件を備えていないとき。

5 二 設立の手続又は定款、事業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

6 三 共済の目的につき危険の分散が十分に行なわれないと、及び共済契約の締結の見込みが少ないと認められるとき。

7 四 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が經營の健全性を確保し、又は組合員その他共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

8 五 主務大臣は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

9 一 第七十二条第六項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

10 二 設立の手続又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

11 三 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行なうのに適切でないと認められるとき。

12 四 常務に従事する役員が金融業務に関する十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

13 五 業務の種類及び方法並びに事業計画が經營

合の設立については、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

14 一 第七十二条第一項、第二項、第三項、第四項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

二 設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

三 主務大臣は、第二項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

4 一 共済協同組合にあつては、第七十二条第五項に規定する要件を備えていないとき。

5 二 設立の手續又は定款、事業計画若しくは事業計画の内容が法令に違反するとき。

6 三 共済の目的につき危険の分散が十分に行なわれないと、及び共済契約の締結の見込みが少ないと認められるとき。

7 四 事業方法書、事業計画、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書の内容が經營の健全性を確保し、又は組合員その他共済契約者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

8 五 主務大臣は、第三項に規定する組合の設立にあつては、次の各号の一に該当する場合を除き、第一項の認可をしなければならない。

9 一 第七十二条第六項又は第七項に規定する要件を備えていないとき。

10 二 設立の手續又は定款、事業計画の内容若しくは業務の種類若しくは方法が法令に違反するとき。

11 三 地区内における金融その他の経済の事情が事業を行なうのに適切でないと認められるとき。

12 四 常務に従事する役員が金融業務に関する十分な経験及び識見を有する者でないと認められるとき。

13 五 業務の種類及び方法並びに事業計画が經營

の健全性を確保し、又は預金者その他の債権者の利益を保護するのに適当でないと認められるとき。

14 一 第二項の認可については、第三十八条の規定を適用する。

（理事への事務引継ぎ）

第七十七条 発起人は、前条第一項の認可を受けた後連帯なく、その事務を理事に引き渡さなければならない。

（出資の第二回の払込み）

第七十八条 理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の第一回の払込みをさせなければならない。

2 前項の第一回の払込みの金額は、出資一口につき、その金額の四分の一を下つてはならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他の権利の設定又は移転をもつて第三者に对抗するため必要な行為は、組合の成立の後にすることを妨げない。

4 第二項及び第三項の規定にかかるらず、信用協同組合又は第二十二条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会にあつては、理事は、前条の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく、出資の全額の払込みをさせなければならない。

（成立の時期）

第七十九条 組合は、主たる事業所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。（成立の届出）

第八十条 組合は、成立の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。（商法の準用）

第八十一条 組合の設立については、商法第四百二十八条（株式会社の設立の無効）の規定を準用する。

(定款)

第八十二条 組合の定款には、次の各号に掲げる事項(共済協同組合にあつては第八号に掲げる事項を、企業協同組合にあつては第三号及び第八号に掲げる事項を除く。)を記載しなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所の所在地

五 組合員たる資格に関する規定

六 組合員の加入及び脱退に関する規定

七 出資一口の金額及びその払込みの方法

八 経費の分担に関する規定

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立ての方法

十一 役員の定数及びその選挙に関する規定

十二 事業年度

十三 公告の方法

2 共済協同組合及び第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の定款には、前項に掲げる事項のほか、共済金額又は再共済金額の削減及び共済掛金又は再共済料の追徴に関する事項を記載しなければならない。

3 組合の定款には、前二項の事項のほか、組合の存立時期又は解散の理由を定めたときはその時期又はその理由を、現物出資をする者を定めたときはその氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対する与える出資口数を、組合の成立後に譲り受けることを約した財産があるときはその財産、その価格及び譲渡人の氏名又は名称を記載しなければならない。

(規約)

第八十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する規定

二 業務の執行及び会計に関する規定

三 役員に関する規定

四 組合員に関する規定

五 その他必要な事項

(役員)

第八十四条 組合に、役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、三人以上とし、監事の定数は、一人以上とする。

3 役員は、定款で定めるところにより、総会において選挙する。ただし、設立当時の役員は、創立総会において選挙する。

4 理事(企業協同組合の理事を除く。以下この項において同じ。)の定数の少なくとも三分の二は、組合員又は組合員たる法人の役員でなければならない。ただし、設立当時の理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員にならうとする者又は組合員にならうとする法人の役員でなければならない。

5 企業協同組合の役員は、組合員でなければならぬ。ただし、設立当時の役員は、組合員にならうとする者でなければならない。

6 理事又は監事のうち、その定数の三分の一をこえるものが欠けたときは、三月以内に補充しなければならない。

7 役員の選挙は、無記名投票によつて行なう。投票は、一人につき一票とする。

8 投票は、一人につき一票とする。

9 第七項の規定にかかるわらず、役員の選挙は、出席者中に異議がないときは、指名推選の方法によつて行なうことができる。

10 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもつて当選人と定めるべきかどうかを

(理事の自己契約)

第十九条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合

は、民法明治二十九年法律第八十九号)第八百八条(自己契約)の規定を適用しない。

(理事の責任)

第九十条 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合

までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分又は損失処理案を提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めるなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

があつたときは、その変更の日から二週間以内に、主務大臣にその旨を届け出なければならない。

2 理事がその職務を行なうにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に對し連帶して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第九十三条第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。

第六十六条 役員の任期は、三年以内において定期で定める期間とする。

2 設立当時の役員の任期は、前項の規定にかかるわらず、創立総会において定める期間とする。ただし、その期間は、一年をこえてはならない。

(役員の任期)

第八十七条 組合の業務の執行は、理事会が決する。

2 組合は、定款で定めるところにより、理事が出席し、その過半数で決する。

2 組合員名簿には、各組合員について次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 第二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

3 第二項の理事の責任については、商法第二百六十六条第二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を備付けて及び閲覧等)

第九十二条 理事は、定款、規約、調整規程又は総合調整規程並びに総会及び理事会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員名簿には、各組合員について次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 加入の年月日

3 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

4 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

1 氏名又は名称及び住所

2 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

3 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

二 加入の年月日

三 出資口数、払込済金額及びその払込みの年月日

四 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

五 氏名又は名称及び住所

六 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

七 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

八 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

九 組合員及び組合の債権者は、何時でも、理事に對し第一項の書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

一〇 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一一 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一二 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一三 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一四 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一五 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一六 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一七 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一八 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

一九 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二〇 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二一 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二二 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二三 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二四 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二五 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二六 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二七 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二八 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

二九 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

三〇 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

三一 (決算関係書類の提出、備付け及び閲覧等)

の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は臘写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(役員の改選)

第九十五条 組合員は、総組合員の五分の一以上以上の連署をもつて、役員の改選を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失う。

2 前項の規定による改選の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。

4 第一項の規定による改選の請求は、改選の理由として改選を請求するときは、この限りでない。ただし、法令又は定款若しくは規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程の違反を理由として改選を請求するときは、この限りでない。

5 第一項の規定による改選の請求があつたときは、理事会は、その請求を総会の議に附し、かつ、総会の会日から七日前までに、その請求に係る役員に前項の規定による書面を送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えるなければならない。

(商法等の準用)

第九十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表及び第一百七十二条(株主の差止請求権))の規定を、監事については、第九十一条並びに商法第二百七十四条(報告を求め調査をなす権限)及び第二

百七十八条规定(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百三十九条

の規定を、理事會についてとは、商法第二百三十九条

の議決権)、第二百五十九条から第二百五十九条ノ三まで(取締役会の招集)及び第二百六十九条

第一項)と、同法第二百八十四条中「前条第一項」とあるのは「中小企業組織法第九十三条第二項」と読み替えるものとする。

(顧問)
第九十七条 組合は、理事会の決議により、学識経験のある者を顧問とし、常時、組合の重要な事項に関し助言を求めることができる。ただし、顧問は、組合を代表することができない。

(参考及び会計主任)
第九十八条 組合は、理事会の決議により、参考及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行なわせることができる。

2 参事については、商法第三十九条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条(支配人)の規定を準用する。

3 第一項の規定による請求は、解任の理由を得て、理事に対し、参考又は会計主任の同意を得て、参考又は会計主任の解任の可否を決定しなければならない。

4 理事は、前項の可否の決定の日の七日前までに、その参考又は会計主任に對し、第二項の書面を送付し、かつ、弁明する機会を与えるなければならない。

5 第一項の場合は、参考又は会計主任の解任の可否の決定を準用する。

(商法等の準用)

第九十六条 理事及び監事については、商法第二百五十四条第三項(取締役との関係)、第二百五十八条第一項(欠員の場合の処置)、第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役に対する訴え)及び第二百八十四条(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五条(代表権の委任)並びに商法第二百五十四条ノ二(取締役の義務)、第二百六十一条から第二百六十二条まで(会社代表及び

三百七十三条までの規定を準用する)で定めるところにより、何時でも招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出して総会の招集を請求したときは、理事会は、その請求のあつた日から二十日以内に臨時総会を招集すべきことを決しなければならない。

3 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

4 総会においては、第二百三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、議長の決するところによる。

5 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

2 組合員が総組合員の過半数で決し、可否同数のとき議長は、議長の決するところによる。

3 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

4 総会においては、第二百三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、議長の決するところによる。

5 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

ら第七項までの規定を準用する。

(総会の議事)

第六条 総会の議事は、この法律又は定款若しくは規約に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のとき議長は、議長の決するところによる。

2 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

3 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

4 総会においては、第二百三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、議長の決するところによる。

5 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

2 組合員が総組合員の過半数で決し、可否同数のとき議長は、議長の決するところによる。

3 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

4 総会においては、第二百三条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、定款で別段の定めをしたときは、議長の決するところによる。

5 議長は、組合員として総会の議決を加わる権利を有しない。

(総会の招集)

第七条 総会の招集は、必要があるときは、定款

により、何時でも招集することとする。

(企業協同組合を除く)は、定款で定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けること

とができる。

2 総代は、定款で定めるところにより、組合員のうちから、その住所、事業の種類等に応じて公平に選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における組合員の総数の十分の一（組合員の総数が千人をこえる組合にあつては百人）を下つてはならない。

4 総代の選挙については、第八十四条第七項及び第八項の規定を準用する。

5 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

6 総代会については、総会に関する規定を準用する。この場合において、第五十九条第二項中「その組合員の親族若しくは使用人又は他の組合員」とあるのは「他の組合員」と、同条第四項中「五人」とあるのは「二人」と読み替えるものとする。

7 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をして、又は第百七条第二号若しくは第四号に掲げる事項について議決することができない。

（出資一口の金額の減少）
第百十条 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から一週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならぬ。異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、預金者及び定期積金の積金者以外の知っている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。
（共済協同組合等の事業の譲渡の禁止）
第百十一条 債権者が前条第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。

2 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

3 組合の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十条（株式会社の資本減少の無効）の規定を準用する。

（共済協同組合等の事業方法書等の変更）
第百十二条 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、事業方法書、普通共済約款又は再共済約款、共済掛金算出方法書又は再共済料算出方法書及び責任準備金算出方法書で定めた事項の変更をするには、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

（信用協同組合等の事業の全部の譲渡）
第百十三条 信用協同組合又は第二十一条第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会が第一号に掲げる事業の全部を譲渡するには、総会の議決を経なければならない。

2 前項に規定する組合がその事業の全部を譲渡したときは、運営なく、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告をしたときは、第一項に規定する組合の貸付金の債務者に対し、民法第四百六十七条の規定による確定日附のある証書をもつてする通知をしたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

4 第二項に規定する組合の事業の全部の譲渡については、その事業を行なう協同組合連合会は、第一項に規定する組合の事業を行なう協同組合連合会は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

5 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（剩余金の配当）
第百十七条 組合は、損失をうめ、前条第一項の準備金及び同条第四項の繰越金を控除した後でなければ、剩余金の配当をしてはならない。

2 剩余金の配当は、定款で定めるところによれば、組合員が組合の事業を利用した分量に応じ、又は年一割をこえない範囲内において払込

法によるほか運用してはならない。ただし、主務大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

3 企業協同組合にあつては、前項の規定にかかるわらず、剩余金の配当は、定款で定めるところにより、年一割をこえない範囲内において払込

庫、商工組合中央金庫、信用金庫、信用金庫連合会、信用協同組合又は農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会、水産加工協同組合連合会若しくは協同組合連合会であつて、業として預金若しくは貯金の受入れをすることができるもののへの預金、貯金又は金銭信託

（郵便貯金）
三 国債、地方債又は主務省令で定める有価証券の取得

2 前項の認可については、第三十八条の規定を準用する。

（準備金及び繰越金）
第百十六条 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剩余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項の準備金は、損失をうめる場合を除いては、取りくずしてはならない。

4 第十五条第一項第七号又は第二十一条第一項第十号に掲げる事業を行なう組合は、その事業の費用に充てるため、毎事業年度の剩余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ。

5 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、毎事業年度末に、責任準備金及び支払準備金を計算し、これを積み立てなければならない。

6 前項の責任準備金及び支払準備金に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（解散の理由）
第百二十条 組合は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 総会の決議
二 組合の合併
三 組合の破産

（解散の命合）
四 定款で定める存立時期の満了又は解散理由の発生

五 第百八十六条第一項又は第二項の規定による解散の命合

2 組合は、前項第一号又は第四号に掲げる理由により解散したときは、解散の日から二週間に以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、第一項の各号に掲げる理由のほか、第一百八十八条规定する保険業法（昭和四十年法律第四十一号）第十二条第一項の規定により認可を取り消されたときは、これによつて解散する。

4 共済協同組合又は第二十一条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会の解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効

力を生じない。

(合併の手続)

第一百二十二条 組合が合併するには、総会の議決を経なければならない。

2 組合の合併については、第一百十条及び第一百一条の規定を準用する。

3 合併は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 前項の認可については、第七十六条第四項から第七項までの規定を準用する。

第五百二十二条 合併によつて組合を設立するには、各組合がそれぞれ総会において組合員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員の任期は、最初の通常総会の日までとする。

3 第一項の規定による設立委員の選任については、第五百七条の規定を準用する。

4 第一項の規定による役員の選任については、第八十四条第四項本文及び第五項本文の規定を準用する。

(合併の時期及び効果)

第五百二十三条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて成立する組合が、その主たる事務所の所在地において、合併の登記をすることによってその効力を生ずる。

2 合併後存続する組合又は合併によつて消滅した組合は、合併によつて消滅した組合の権利義務（その組合がその行なう事業に関し、主務大臣の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む）を承継する。

(商法等の準用)

第五百二十四条 組合の合併については、商法第五百十一条第一項から第五百六条まで及び第五百八十八条ノ八（債務の負担部分の決定）の規定を準用する。

(清算人)

第一百二十五条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。ただし、総会において他人を

選任したときは、この限りでない。

2 共済協同組合又は第二十二条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会が第五百八十八条において準用する保険業法第十二条第一項の規定による認可の取消しにより解散したときは、前項の規定及び第五百二十九条において準用する商法第四百四十七条第二項の規定にかかるわら

ず、主務大臣が清算人を選任する。

(解散後の共済金額の支払)

第一百二十六条 共済協同組合又は第二十二条第一項第四号に掲げる事業を行なう協同組合連合会は、総会の決議、第五百八十八条において準用する保険業法第十二条第一項若しくは第二項の規定による認可の取消し又は第五百八十六条第一項若しくは第二項の規定による解散命令により解散したときは、

共済金額を支払うべき理由が解散の日から三月以内に生じた共済契約については、共済金額を支払わなければならない。

3 第一項の組合は、第五百二十二条第一項第四号に掲げる理由により解散したときは、その解散の日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

2 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

3 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

4 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

5 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

6 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

7 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

8 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

9 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

10 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

11 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

12 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

13 第一項の組合は、同項に掲げる理由により解散したときは、同項の期間が経過した日から共済契約の期間の末日までの期間に対する共済掛金を払いもどさなければならない。

(商法等の準用)

第一百二十八条 組合の解散及び清算については、商法第五百十六条、第五百二十四条、第五百二十五条、第五百三十九条第二項及び第三項、第五百三十一

条、第五百四十七条第二項、第五百四十八条第二項及び第五百四十九条第一項の規定を準用する。

2 組合の清算人は、次の順序に従つて組合の財産を処分しなければならない。

二 一般の債務の弁済

二 共済金額及び前条第一項及び第三項に規定する共済掛金の支払

三 残余財産の分配

件を備え、かつ、安定事業を実施している事業

協同組合等（第十四条第三項第一号に掲げる下請協同組合を除く。以下この条において同じ。）

の組合員たる資格を有する者であつてそれぞれ

その組合員以外のものの事業活動が第十六条第一号に掲げる事態の克服を阻害しており、又は

当該事業協同組合等の組合員たる資格を有する者の事業活動を自主的に調整することによつて

は同号に掲げる事態を克服することができず、

若しくはその方法によることがその事態を克服するのに適当でないと認められる場合において

このよくな状態が繼續することは、その地区内において資格事業を行なう中小企業者（下請協同組合が安定事業を実施している場合にあつては、下請事業者。以下この条において同じ。）の経営の安定に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるときは、政令で定めるところにより、その調整規程の内容を参考して、その資格事業に係る同号に掲げる制限を定め、その組合員たる資格を有する者に対し、これに従うべきことを命ずることができる。

一 事業協同組合、下請協同組合及び環境衛生協同組合にあつてはその地区内において資格事業を行なう者であつて中小企業者以外のもののが、商店街協同組合にあつてはその地区内において事業を行なう者であつて小売業又はサービス業に属する事業を行なう中小企業者においてのものが加入することができる。

二 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となつてゐること。

三 その地区内における資格事業の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

四 主務大臣は、次に掲げる要件を備え、かつ、総合調整事業のうち安定事業に係るものをお実施している協同組合連合会の地区内において資格事業を行なう者であつてその会員たる事業協同組合等（安定事業を実施しているも

一 都道府県中央会の地区内に事務所を有する組合	（加入）
二 前号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの	第百四十六条 都道府県中央会の会員たる資格を有する者が都道府県中央会に加入しようとするときは、都道府県中央会は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の会員が加入の際に附されたよりも困難な条件を附してはならない。
一 都道府県中央会	2 都道府県中央会は、全国中央会が成立したときは、すべてその会員となる。全国中央会が成立した後において成立した都道府県中央会についても同様である。
二 全都道府県の区域を地区とする組合	3 第百四十三条第二項第一号及び第三号に掲げる者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を適用する。
三 前二号に掲げる者以外の者であつて、定款で定めるもの	（議決権及び選挙権）
（議決権及び選挙権）	4 第百四十四条 都道府県中央会の会員は、各一個の議決権及び役員又は総代の選挙権を有する。
5 都道府県中央会の会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、前条第二項第一号に掲げる者に対しても、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。	2 全国中央会の会員は、各一個の議決権及び役員の選挙権を有する。ただし、前条第二項第一号に掲げる者に対しても、定款で定めるところにより、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる範囲内において、二個以上の議決権又は選挙権を与えることができる。
6 会員は、定款で定めるところにより、第百五十九条第四項において準用する第百三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。	3 会員は、定款で定めるところにより、第百五十九条第四項において準用する第百三条の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、書面又は代理人をもつて、議決権又は選挙権を行なうことができる。
7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。	4 前項の規定により議決権又は選挙権を行なう者は、出席者とみなす。
（経費の賦課）	5 都道府県中央会にあつては、代理人は、五人以上の会員を代理することができない。
第一百四十五条 中央会は、定款で定めるところにより、会員に経費を賦課することができる。	6 全国中央会にあつては、代理人は、議決権又は選挙権の総数の五十分の一をこえる議決権又は選挙権を代理して行なうことができない。
2 会員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて中央会に対抗することができない。	7 代理人は、代理権を証する書面を中央会に差し出さなければならぬ。
（発起人）	（第四節 設立）
3 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員については、第六十七条の規定を準用する。	3 第百四十七条 都道府県中央会の会員及び都道府県中央会以外の全国中央会の会員は、一月前までに予告して、脱退することができる。
（第四節 設立）	2 全国中央会の会員たる都道府県中央会は、解散によつて脱退する。
（創立総会）	（脱退）
（創立総会）	3 第百四十三条第二項第一号及び第三号に掲げる者が全国中央会に加入しようとする場合については、第一項の規定を適用する。
（創立総会）	（第五節 理事会）
（創立総会）	3 第百四十八条 中央会を設立するには、その会員にならうとする八人以上の者が発起人となることを要する。この場合において、その発起人中に、都道府県中央会にあつては、五以上の第百四十三条第一項第一号に掲げる者を、全国中央会にあつては五以上の都道府県中央会を含まなければならない。
（創立総会）	4 第百四十九条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款並びに事業計画、役員の氏名及び住所その他の必要な事項を記載した書面を主務大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。
（創立総会）	5 第百五十一条 設立については、第七十七条、第七十九条及び第八十条の規定を準用する。
（創立総会）	（第五節 管理）
（創立総会）	3 第百五十二条 中央会の定款には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
（創立総会）	一 事業 二 名称 三 事務所の所在地 四 会員たる資格に關する規定 五 会員の加入及び致退に関する規定 六 経費の分担に關する規定 七 役員の定数及びその選挙に關する規定 八 事業年度 九 公告の方法
（規約）	3 第百五十三条 次の各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。
（規約）	2 会員の加入及び監事に關する規定
（規約）	3 会員に關する規定
（規約）	4 会員又は総代会に關する規定
（規約）	5 その他必要な事項
（規約）	（役員）
（規約）	3 第百五十四条 中央会に、役員として会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。
（規約）	（役員の職務）
（規約）	3 第百五十五条 会長は、中央会を代表し、理事会の定めるところに従い、その業務を總理する。
（規約）	2 理事は、定款で定めるところにより、中央会を代表し、会長を補佐して中央会の事務を掌理し、会長に事故があるときにはその職務を代理し、会長が欠員のときにはその職務を行なう。
（規約）	3 監事は、中央会の業務及び会計の状況を監査する。
（規約）	（理监事会）
（規約）	3 第百五十六条 会長及び理事をもつて理监事会を構成する。
（規約）	2 中央会の業務の執行は、理监事会が決する。
（規約）	3 理监事会の議事は、会長及び理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
（規約）	（商法等の準用）
（規約）	3 第百五十七条 会長、理事及び監事については、第八十四条第三項、第四項及び第六項から第十一项まで、第八十五条並びに第八十六条並びに商法第二百五十四条第三項（取締役と会社との関係）及び第二百五十四条ノ二（取締役の義務）の規定を、会長及び理事については、第九十条及び第九十一条並びに民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）及び第五十五条（代表権の委任）の規定を、会長については、第九十二条から第九十四条までの規定を、監事については、第八十九条第一項の規定を、理监事会について

ては、第八十八条第二項及び第九十六条の規定を準用する。この場合において、第八十四条第八項中「一人」とあるのは、「一人(全国中央会にあつては、選舉権一個)」と読み替えるものとする。

(顧問)

第一百五十八条 中央会は、学識経験のある者を顧問とし、常時、中央会の重要な事項に関する助言を求めることができる。ただし、顧問は、中央会を代表することができない。

(総会)

第一百五十九条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、定款で定めるところにより、何時でも臨時総会を招集することができる。

3 次の各号に掲げる事項は、都道府県中央会にあつては総会員の半数以上が、全国中央会にあつては議決権の総数の半数以上に当たる議決権を有する会員が出席し、それぞれその議決権の三分の一以上の多数による議決を必要とする。

一定款の変更

二 中央会の解散

三 会員の除名

4 総会については、第一百一条第二項、第二百二十九条から第二百四十三条まで、第二百五十五条第一項及び第二項並びに商法第二百三十九条第五項、第二百四十条第二項(特別利害関係人の議決権、第二百四十三条规定の延期又は続行の決議及び第二百四十四条(総会の議事録)の規定を準用する。この場合において、第二百一条第二項中「理事會」とあるのは「監事」と読み替えるものとする。

(総会)

第一百六十条 会員の総数が二百人をこえる都道府

県中央会は、定款で定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代会

について、都道府県中央会の総会に開する規定及び第二百九条第二項から第五項までの規定を準用する。この場合において、第二百四十四条第五項中「五人」とあるのは「一人」と読み替えるものとする。

(総会)

三百六十二条 総代会においては、前項の規定にかかわらず、総代の選挙(補欠の総代の選挙を除く。)をし、又は前条第三項第二号に掲げる事項について議決することができる。

(部会)

三百六十三条 中央会は、定款で定めるところにより、組合の種類ごとに部会を設けることができる。

(第六節 解散及び清算)

(解散の理由)

三百六十四条 中央会は、次の各号に掲げる理由によつて解散する。

一 総会の議決

二 破産

三 第百八十六条第二項の規定による解散の命令

四 散したときは、解散の日から二週間以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(清算人)

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

九十一

九十二

九十三

九十四

九十五

九十六

九十七

九十八

九十九

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

を含む)の規定による処分をした場合を除く。

2 次条第四項の規定による請求が調整規程又は総合調整規程の定めの一項について行なわれたときは、前項第二号の規定にかかわらず、私的独占禁止法の規定は、その調整規程又は総合調整規程の定めのうちその請求に係る部分以外の部分及びこれに基づいてする行為には、適用しない。

3 私的独占禁止法の規定は、組合(第八条各号に掲げる組合を除く)が第十五条に規定する事業又は第二十一条第一項第二号若しくは第五号から第十号までに掲げる事業若しくはこれらの事業に係る同項第十二号に掲げる事業として行なう行為には、適用しない。ただし、不公正の取引方法を用いるとき、又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなるときは、この限りでない。

(公正取引委員会との関係)
第百七十三条 主務大臣は、第十六条第一号ロ、

ニ若しくは(に掲げる制限に係る調整規程若しくは総合調整規程について第三十六条若しくは第四十七条第一項の認可をしようとするとき、又はその調整規程若しくは総合調整規程に係る団体協約について第五十四条第一項(第五十七条において準用する場合を含む)の認可をしようとするときは、公正取引委員会の同意を得なければならなければならない。

2 主務大臣は、第三十六条、第五十四条第一項(第五十七条において準用する場合を含む)若しくは第四十七条第一項の認可をしようとするとき(前項に規定する場合を除く)。又は第二百二十九条若しくは第二百三十条の規定による命令をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

3 主務大臣は、第三十九条(第四十八条又は第五十四条第三項(第五十七条において準用する場合を含む)において準用する場合を含む)又

は、逕常なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

4 公正取引委員会は、組合が第三十六条若しくは第四十七条第一項の認可を受けた調整規程若しくは総合調整規程の内容が第三十七条第一項各号(第五号(第五十七条において準用する場合を含む)に適合するものでなくなつたと認めるとき、又は組合が第五十四条第一項(第五十七条において準用する場合を含む)の規定において準用する場合を含む)の規定による処分をすべきことを請求する。

5 公正取引委員会は、前項の規定により請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

(排除措置)
第百七十四条 公正取引委員会は、組合(勤労事業協同組合を除く)の組合員たる事業者でそ

の常時使用する従業員の数が百人をこえるものが実質的に小規模の事業者でないと認めるときは、この法律の目的を達成するために、第百七十六条に規定する手続に従い、その事業者を組合から脱退させることができる。

(不服の申出等)
第百七十五条 公正取引委員会は、組合(勤労事

業協同組合を除く)の組合員若しくは中央会の業務若しくは、東京高等裁判所に属する。前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に對し、第三十九条(第四十八条又は第五十四条第三項(第五十七条において準用する場合を含む)の規定による処分をすべきことを請求する)。

(東京高等裁判所の管轄権)
第百七十七条 前条の規定による公正取引委員会の審決に係る訴訟については、第一審の裁判権は、東京高等裁判所に属する。

2 前項に掲げる訴訟事件は、私的独占禁止法第八十七条第一項の規定により東京高等裁判所に設けられた裁判官の合議体が取り扱うものとする。

(不服の申出等)
第百七十八条 組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令若しくは定款若しくは規約に違反し、又は組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると考る組合員又は会員は、その事由を添えて、文書をもつてその旨を主務大臣に申し出ることができる。

2 主務大臣は、前項の申出があつたときは、この法律の定めるところに従い、必要な措置を探らなければならない。

3 第百二十九条、第一百三十条又は第一百三十二条の規定による命令に不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて主務大臣に對して不服を申し出ることができる。

4 第百三十六条の規定により第二十九条又は

第一百三十条の規定による命令に係る事務を處理する組合がその事務の処理としていた行為に不服のある者は、主務大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。

(検査の請求)
第百七十六条 前二条の場合については、私的独占禁止法第四十条から第四十二条まで(公正取引委員会の権限)、第四十五条から第六十一条

まで、第六十四条、第六十六条第二項、第六十九条、第七十条、第七十一条の二(事実の報告、事件の調査、審判、審決その他事件処理の手続)、第七十五条、第七十六条(雜則)、第七十七条、第七十八条、第八十条から第八十三条まで及び第八十八条の二(訴訟)の規定を準用する。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(決算関係書類の提出)
第百八十条 組合(信用協同組合及び第二十一条

第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く)及び中央会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一週間以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金の処分又は損失の処理の方法を記載した書面を主務大臣に提出しなければならない。

(報告の徴収)
第百八十二条 組合(信用協同組合及び第二十一条

第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く)及び中央会は、毎年一回限り、組合員又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用者、事業の分量その他の組合又は中央会の一般的な状況に関する報告であつて、組合又は中央会に關する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、中央会、組合員たる資格を有する者、第五十二条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第二百三十二条の規定による命令に係る設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に關する必要な報告をさせることができる。

3 第百三十六条の規定により第二十九条又は第一百三十条の規定による命令に係る事務を處理する組合がその事務の処理としていた行為に不服のある者は、主務大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。

(立入検査)
第百八十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第二百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に

る会員)の同意を得て、その組合又は中央会の業務又は会計が法令又は定款若しくは規約に違反する疑があることを理由として、主務大臣にその検査を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、主務大臣は、その組合又は中央会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

(決算関係書類の提出)
第百八十四条 組合(信用協同組合及び第二十一条

第一項第一号に掲げる事業を行なう協同組合連合会を除く)及び中央会は、毎年一回限り、組合員又は中央会から、その組合員又は会員、役員、使用者、事業の分量その他の組合又は中央会の一般的な状況に関する報告であつて、組合又は中央会に關する行政を適正に処理するために特に必要なものを徴することができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、組合、中央会、組合員たる資格を有する者、第五十二条第一項各号に掲げる者であつて同項の規定による申出を受けたもの又は第二百三十二条の規定による命令に係る設備を設置している者に対し、その業務又は経理の状況に關する必要な報告をさせることができる。

3 第百三十六条の規定により第二十九条又は第一百三十条の規定による命令に係る事務を處理する組合がその事務の処理としていた行為に不服のある者は、主務大臣に對して行政不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十号)による審査請求をすることができる。

(立入検査)
第百八十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、組合員たる資格を有する者又は第二百三十一条の規定による命令に係る設備を設置している者の工場、事業場、事務所又は倉庫に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は設備、製品若しくは原材料を検査させることができる。

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度に

おいて、その職員に、組合又は中央会の事務所に立ち入り、業務又は経理の状況を検査させることができる。

(弁明の機会の供与)

3 第二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪検査のために認められたものと解釈してはならない。

(主務大臣の命令)

第一百八十四条 主務大臣は、組合若しくは中央会の業務若しくは会計が法令一定款、規約若しくは調整規程若しくは総合調整規程に違反し、若しくは組合若しくは中央会の運営が著しく不当であると認めるとき、又は組合若しくは中央会が正当な理由がないのに設立の日から一年以内に事業を開始せず、若しくは引き続き一年以上その事業を停止していると認めるときは、その組合又は中央会に対し、期間を定めて必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(役員等の解任)

第一百八十五条 主務大臣は、第一百三十六条の規定により第一百二十九条又は第一百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は監査員であつてその事務に従事するものがその事務を不当に処理し、又は役員若しくは監査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。

(組合等に対する解散の命令)

第一百八十六条 主務大臣は、組合が第七十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときはその組合に対し、協同組合連合会の会員たる組合が一となつたときはその協同組合連合会に対し解散を命ずることができる。

2 主務大臣は、組合又は中央会が第一百八十四条の規定による命令に違反したとき、又は組合の地区、資格事業の種類その他の構成がその事業を行なうのに適当でなく、なつたと認めるときは、その組合又は中央会に対し、解散を命ずる

ことができる。

同項第三号に掲げる事項については、中小企業省令とする。

第六章 罰則

第一百九十二条 組合の役員がいかなる名義をもつてするかを問わず、組合の事業の範囲外において、貸付けをし、手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を処分したときは、三年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合は、同法による。

第一百九十三条 第百三十六条の規定により第一百二十九条 第百三十六条の規定により第一百二十九条又は第一百三十条の規定による命令に係る事務を処理する組合の役員又は職員であつて、その事務に従事するものがその職務に関わいろを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役をしないときは、七年以下の懲役に処する。

第一百九十四条 前条に掲げる役員又は職員になろうとする者がその相当すべき職務に因し請託を受けたわいを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、同条に掲げる役員又は職員となつた場合において、二年以下の懲役に処する。

第一百九十五条 前条に掲げる役員又は職員になろうとする者がその相当すべき職務に因し請託を受けたわいを收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、在職中に請託を受けて職務上不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたことに關わいを收受し、又は要求し、若しくは約束したときも、前項と同様とする。

第一百九十六条 第四十七条第二項において準用する場合を含む)、第四十一条(第四十七条第三項、第四十八条又は第五十五条第二項において準用する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百四十九条 第四十七条第二項又は第八十三条第一項若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

三百五十二条 組合が第三百三十四条の規定による命令に違反したときは、その組合の理事は、三万円以下の罰金に処する。

三百五十三条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定するわいを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

三百五十四条 第二項の規定による検査を拒み、前項の罪を犯した者が自首したときは、その

刑を軽減し、又は免除することができる。

第一百九十六条 第百三十八条の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第一百九十七条 第百二十九条、第三百三十条又は第三百三十二条の規定による命令に違反した者は、五百三十万円以下の罰金に処する。

第一百九十八条 第百三十六条又は第四十七条第一項の認可を受けないで調整規程又は総合調整規程を実施した組合の理事は、十万円以下の罰金に処する。

第一百九十九条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の規定に違反した者

二 第二十六条第四項(第三十五条第一項において準用する場合を含む)において準用する倉庫業法第二十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三百五十五条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百五十六条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百五十七条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百五十八条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百五十九条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十二条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十三条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十四条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十五条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十六条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十七条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十八条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三百六十九条 第一百九十二条又は第三百九十三条に規定する場合を含む)又は第五十五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

九条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

第二百三条 次の場合には、共済協同組合又は第二百二十二条第一項第四号の事業を行なう協同組合

連合会の役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一 第百十二条の規定に違反して事業方法書、普通共済約款若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

二 第百十四条の規定に違反して組合の事業を譲渡したとき。

三 第百十五条の規定に違反したとき。

四 第百十六条第五項又は第六項の規定に違反して責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。

五 第百二十七条の規定に違反して組合の財産を処分したとき。

六 第百八十八条において準用する保険業法第八条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同法第九条、第十条第二項若しくは第十二条の規定による命令に違反したとき。

七 第百五十五条第六項、第一百八条、第一百四十九条第二項若しくは第一百五十九条第四項において準用する商法第二百四十四条、第九十六条

普通共済約款若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

八 第八十条（第一百五十二条において準用する場合は含む）、第一百五十五条（第一百五十七条において準用する場合は含む）、第一百二十条第二項又は第一百六十二条第二項の規定に違反したとき。

九 第八十四条第六項（第一百五十七条において準用する場合は含む）の規定に違反したとき。

十 第八十九条第一項（第一百二十八条、第一百五十七条又は第一百六十七条において準用する場合を含む）又は第二项（第一百二十八条において準用する場合は含む）の規定に違反したとき。

十一 第九十二条又は第九十三条（以上の各規定を第一百二十八条、第一百五十七条又は第一百六十七条において準用する場合を含む）の規定に違反して書類を備えておかず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第二十五条（第三十五条第一項において準用する場合を含む）の規定に違反したとき。

四 第二十二条第二項又は第三项の規定に違反したとき。

五 第六十二条又は第一百四十六条第一項（同条

第三項において準用する場合を含む）の規定に違反したとき。

六 第六十七条第二項（第一百四十七条第三項において準用する場合を含む）、第九十五条第四項又は第九十九条第四項の規定に違反したとき。

七 第七十五条第六項、第一百八条、第一百四十九条第二項若しくは第一百五十九条第四項において準用する商法第二百四十四条、第九十六条

普通共済約款若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

八 第七十五条第六項、第一百八条、第一百四十九条第二項若しくは第一百五十九条第四項において準用する商法第二百四十四条、第九十六条

普通共済約款若しくは再共済料算出方法書又は責任準備金算出方法書に定めた事項を変更したとき。

九 第八十条（第一百五十二条において準用する場合は含む）、第一百五十五条（第一百五十七条において準用する場合は含む）、第一百二十条第二項又は第一百六十二条第二項の規定に違反したとき。

十 第八十九条第一項（第一百二十八条、第一百五十七条又は第一百六十七条において準用する場合を含む）の規定に違反したとき。

十一 第九十二条又は第九十三条（以上の各規定を第一百二十八条、第一百五十七条又は第一百六十七条において準用する場合を含む）の規定に違反したとき。

十二 第九十四条（第一百二十八条において準用する場合を含む）又は第九十六条において準用する商法第二百七十四条第一項の規定に違反したとき。

十三 第九十六条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第二百二十八条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定による

規定に違反して譲り受けた財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十四 第百条又は第二百五十九条第一項の規定に違反したとき。

十五 第百十条第二項（第一百十三条第四項又は第二百六十四条ノ三、第一百二十九条において準用する商法第四百十九条又は第六十四条の規定に違反して譲り受けた財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十六 第百二十一条第二項において準用する商法第二百二十九条第四項若しくは第二百二十二条第二項において準用する商法第二百二十九条又は第六十四条の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第百三十条第四項若しくは第二百二十二条第二項において準用する商法第二百二十九条若しくは第六十四条の規定に違反して組合の事業の全部の譲渡若しくは合併をしたとき。

十七 第百二十二条第一項から第四項まで又は第二百二十七条の規定に違反したとき。

十八 第百二十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 第百二十九条において準用する商法第二百二十九条又は第二百二十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十 第百二十九条において準用する商法第二百二十二条第一項の期間を不当に定めたとき。

反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は臘写を拒んだとき。

十三 第九十六条において準用する商法第二百七十四条第二項又は第二百二十八条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定による

調査を妨げたとき。

十四 第百条又は第二百五十九条第一項の規定に違反したとき。

十五 第百十条第二項（第一百十三条第四項又は第二百六十四条ノ三、第一百二十九条において準用する商法第二百二十九条又は第六十四条の規定に違反して譲り受けた財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十六 第百二十一条第二項において準用する商法第二百二十九条第四項若しくは第二百二十二条第二項において準用する商法第二百二十九条又は第六十四条の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第百三十条第四項若しくは第二百二十二条第二項において準用する商法第二百二十九条若しくは第六十四条の規定に違反して組合の事業の全部の譲渡若しくは合併をしたとき。

十七 第百二十二条第一項から第四項まで又は第二百二十七条の規定に違反したとき。

十八 第百二十九条の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

十九 第百二十九条において準用する商法第二百二十九条又は第二百二十八条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

二十 第百二十九条において準用する商法第二百二十二条第一項の期間を不当に定めたとき。

二十一 第百二十九条において準用する商法第二百二十三条の規定に違反して債務の弁済を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十二 第百二十九条において準用する商法第二百二十三条の規定に違反して債務の弁済を提出せず、又は虚偽の書類を提出したとき。

二十三 第百二十九条又は第二百二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二十四 第百二十九条（第一百二十八条において準用する場合を含む）又は第二百二十二条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定に違反したとき。

二十五 第百二十九条（第一百二十八条において準用する場合を含む）又は第二百二十二条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定に違反したとき。

二十六 第百二十九条（第一百二十八条において準用する場合を含む）又は第二百二十二条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定に違反したとき。

二十七 第百二十九条（第一百二十八条において準用する場合を含む）又は第二百二十二条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定に違反したとき。

二十八 第百二十九条（第一百二十八条において準用する場合を含む）又は第二百二十二条において準用する商法第二百二十九条第一項の規定に違反したとき。

第二百五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第七条第三項において準用する商法第二十二条第一項の規定

は、一万円以下の過料に処する。第七条第三項において準用する商法第二十二条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

第二百六条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百七条 第百七十六条规定を準用する場合の違反については、同法第九十四条及び第九十条の二の規定を準用する。

第二百八条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百九条 第百七十六条において準用する商法第二十二条第一項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十一条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十二条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十三条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十四条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十五条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十六条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十七条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十八条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百十九条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百二十条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

第二百二十二条 第百三十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

（中小企業等協同組合法等の廃止）

2 次に掲げる法律は、廃止する。

一 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）

二 環境衛生関係商業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第一百六十一号）

三 中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第一百八十五号）

四 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第一百四十号）

（関係法律の整理等）

3 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項及び関係法律の整理に関しては、別に法律で定める。

（附則）

1 本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

2 本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

3 本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

4 本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

5 本案施行に要する経費としては、平年度約一千万円の見込みである。

【參議院】

昭和四十二年六月七日印刷

昭和四十二年六月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局